

安芸高田市過疎地域持続的発展計画

令和8(2026)年3月

広島県安芸高田市

目 次

1. 基本的な事項	1
(1) 市の概要	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 行財政の状況	9
(4) 地域の持続的発展の基本方針	14
(5) 地域の持続的発展の基本目標	15
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	15
(7) 計画期間	15
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	15
2. 移住・定住・地域間交流の促進・人材育成	17
(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	17
(3) 計画	18
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	18
3. 産業の振興	19
(1) 現況と問題点	19
(2) その対策	21
(3) 計画	23
(4) 産業振興促進事項	24
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	24
4. 地域における情報化	25
(1) 現況と問題点	25
(2) その対策	25
(3) 計画	26
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	26
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	27
(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	27
(3) 計画	29
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	30

6. 生活環境の整備	_____	31
(1) 現況と問題点	_____	31
(2) その対策	_____	33
(3) 計画	_____	36
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	_____	37
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	_____	38
(1) 現況と問題点	_____	38
(2) その対策	_____	39
(3) 計画	_____	41
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	_____	41
8. 医療の確保	_____	42
(1) 現況と問題点	_____	42
(2) その対策	_____	42
(3) 計画	_____	43
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	_____	43
9. 教育の振興	_____	44
(1) 現況と問題点	_____	44
(2) その対策	_____	45
(3) 計画	_____	47
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	_____	48
10. 集落の整備	_____	49
(1) 現況と問題点	_____	49
(2) その対策	_____	49
(3) 計画	_____	49
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	_____	49
11. 地域文化の振興等	_____	50
(1) 現況と問題点	_____	50
(2) その対策	_____	50
1	_____	51
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	_____	51

12. 再生可能エネルギーの利用の推進	52
(1) 現況と問題点	52
(2) その対策	52
(3) 計画	52
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	52
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	53
(1) 現況と問題点	53
(2) その対策	53
(3) 計画	53
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	53
事業計画 令和8(2026)年度～令和12(2030)年度	54
過疎地域持続的発展特別事業分	

1. 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

本市は、広島県の中北部に位置し、北は島根県、南は広島市、東は三次市、東広島市、西は北広島町に接しており、面積は537.71km²である。

市域内には、急しゅんな山岳はみられないが、鷹の巣山、大土山、犬伏山等の山々に囲まれ、市域面積の約8割を森林が占め、小起伏の丘陵と小盆地が帯状に形成されている。

河川は、これらを縫って中央部を江の川が貫流し、北部は生田川、本村川が東流して江の川に注ぎ、南部は三篠川が西流して太田川に合流しており、市域全体として水と緑が調和した和やかで落ち着いたある景観を形成している。

(イ) 歴史的条件

本市の前身の高田郡6町は、古代では高田郡七郷、高宮六郷からなり、戦国時代、毛利元就が高田郡吉田荘を本拠に中国地方一円に勢力を広げた。

明治維新後の明治5(1872)年4月、当時の政府の方針により第六大区とされ、区内59か村が12小区に編成され、明治22(1889)年4月市制・町村制の実施により、郡内の59か村は26か村となった。

戦後、昭和28(1953)年から昭和31(1956)年にかけての昭和の大合併により、高田郡は7町となり、さらに、昭和48(1973)年10月には白木町が広島市に合併し、高田郡は6町となった。

平成12(2000)年1月、高田郡は広域連合を設置し、介護保険等の広域行政を推進してきたが、地方分権の推進、行財政構造改革、日常生活圏域の拡大等に対応した平成の大合併により、平成16(2004)年3月1日、高田郡6町が合併し、「安芸高田市」が誕生した。

(ウ) 社会的条件

本市は、地方中枢都市広島市と備北の中心都市三次市に隣接し、これらの都市とは中国縦貫自動車道、国道54号、国道433号、主要地方道広島三次線等で結ばれ、鉄道はJR芸備線が広島市と岡山県新見市を結んでいる。

また、高規格道路「東広島高田道路」の向原IC～吉田ICが令和7(2025)年5月に開通し、広島空港や東広島市方面とのアクセスが強化された。こうした立地・交通条件により、本市の生活・産業のあらゆる分野において広島市を中心とする広島都市圏の存在が多大な影響を及ぼしている。

(エ) 経済的条件

本市の経済は、土地利用上、大きなウエイトを占める農業については、国内外での産地間競争が激化する中で、就業者の高齢化や担い手不足により、耕作放棄地が増加するなど、農業を取り巻く環境は厳しさを増している。

商業は、大型小売店が複数立地する吉田町を中心とした小売商圈を形成しているが、消費者の市外への流出が増加し、既存商店街は衰退している。

工業は、経済不況の影響により、生産力、雇用力が低下し、新たな企業誘致も進みにくい状況にある。

観光は、令和2(2020)年5月に新たに道の駅「三矢の里あきたかた」の開業により、入込観光客が、増加に転じた。しかしながら、1人当たりの観光消費額については、コロナ禍の落ち込みから回復したものの横ばい傾向にあり、全市的な観光業の発展につながっていない。

このように、本市経済は、全般的に停滞傾向にあり、事業承継を促し、地域経済を下支えする支援体制を構築し、地域資源を活かした取組が必要となっている。

イ 本市における過疎の状況

(ア) 人口等の動向

本市の人口は、昭和22(1947)年の58,215人を最高に、それ以降、減少傾向が継続している。

人口の減少は、昭和30(1955)年から昭和45(1970)年にかけての高度成長期には5年間で10%前後の高い減少率を示したが、昭和45(1970)年以降、減少率は鈍化し、緩やかな減少を示してきた。

(イ) 旧過疎活性化法等に基づくものを含めたこれまでの対策

合併前は、旧高田郡6町のうち、吉田町・八千代町を除く、美土里町・高宮町・甲田町・向原町の4町が過疎地域に指定され、4町においては、「過疎地域対策緊急措置法」、「過疎地域振興特別措置法」、「過疎地域活性化特別措置法」、「過疎地域自立促進特別措置法」に基づいて各種施策を展開してきた。

それぞれの地域特性に応じて、幹線道路を中心とした道路の整備、ほ場整備事業等の農業生産基盤の整備、上下水道等生活環境の整備、教育・文化・集会施設等の整備、保健・福祉・医療施設の整備など生産・生活基盤の整備、及び観光・交流施設の整備などハード、ソフト全般における各種施策を展開し、着実にその効果をあげてきたところである。

合併後「合併市町村に係る過疎法特例」の適用に伴い、本市は全域を過疎地域とみなすいわゆる「みなし過疎」となり、吉田町・八千代町も含めて各種施策を展開してきた。そして平成22(2010)年の「過疎地域自立促進特別措置法の一部改正」に伴い、平成17(2005)年の国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を満たし、安芸高田市全域が新たな過疎地域の要件に該当する団体となった。

(ウ) 現在の課題

人口の減少に歯止めがかからない中で、少子高齢化の進行や集落機能の衰退、就業者の高齢化、担い手の不足など、今後の地域の活性化を推進していく上で基本的な課題を抱えている。

産業については、国内外での地域間競争の激化、米や農産物の価格及び需給の不安定

化などによる厳しい環境のもと、農業をはじめ、商工業全般に生産力が低下するなど地域経済は停滞しており、新しい時代に対応した産業構造の構築に向けた既存産業の活性化や新たな産業の育成が課題となっている。

生活基盤については、道路、上下水道等の整備を進めているが、依然として市域内の整備水準には格差があるため、計画的な整備を進めていくことや、老朽化による修繕を計画的に行い、適正な維持管理も必要となる。

また、財政状況をみると、地域経済の低迷、高齢化の進行等の影響により財政力は弱体化し、財政構造は弾力性を失いつつある。

全体最適を重視した事務事業の見直しにより、歳出抑制を進めるなど人口減少下においても安定した行財政運営が求められている。

(エ) 今後の見通し

日本全体及び広島県が人口減少時代を迎える中、本市においても、今後も人口の減少が継続し、高齢化が一段と進行することが見込まれ、あらゆる分野での担い手不足が課題となっている。

経済においては、コロナ禍から脱却したものの、続く物価高騰、実質賃金の低迷、アメリカの通商政策の影響などにより、本市を取り巻く環境も依然として厳しいと考えられる。

こうした中で、本市にとって、また市民にとって真に必要なサービスを提供するため、施策や事業を厳選し、デジタル化や公民連携の取組を推進しながら、限られた経営資源の有効な投入に努める必要がある。また、第3次安芸高田市総合計画基本構想の基本理念である「百万一心、未来へつなぐ安芸高田市」の実現に向けた施策展開を図る必要がある。

今後の本市の活性化を推進していくためには、関係人口の創出とともに若者の定住を促進し、高齢者が安心して住める環境や農業の高付加価値化、産地化を支える生産基盤の整備を進め、内在的な発展力を強化していく必要がある。

また、本市の有する個性やポテンシャルを活かした総合的な地域づくりを推進し、住む人はもとより訪れる人にとっても魅力ある地域としていくことが必要である。

誰もが安心して心豊かに暮らせる魅力ある「安芸高田市」の創造に向け、「安芸高田市過疎地域持続的発展計画」に積極的に取り組んでいかなければならない。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

本市は、元来、農林業を中心とした地域であったが、日本全体が高度成長期を迎える中で、昭和40(1965)年代後半からの第二次産業の立地や、農業の機械化による余剰労働力の他産業への就業等に伴い、就業構造は大きく変化した。

また、道路整備等による日常生活圏の拡大は、市民の日常生活の広域化をもたらし、本市の場合、立地条件からして広島市を中心とした広島都市圏との社会経済的な結びつきが強まった。

さらに、工業社会への移行が強まる中で、全国の他の農村地域と同様に本市の農林業は次第に衰退し、農林業従事者の高齢化や担い手不足により、生産力は低下した。

この間、生活様式等都市化の進展に伴い、本市においても、第二次産業が拡大し、就

業比率を高めたが、のちに人口減少・高齢化により、第三次産業の人口割合が高まった。アメリカの金融市場の混乱に端を発した世界的経済危機や、新型コロナウイルス感染症の拡大により、本市の製造業にも深刻な影響を受けたが、回復基調にある。

また、観光についても、温泉や自然レクリエーション等の観光資源を有するものの、産業として経済の一翼を担うほどの集客力には欠けている。

このように産業は全般にわたって停滞傾向で、地域経済を先導する活力ある産業も現在のところ見当たらない状況であるが、農業においてはねぎ等野菜産地化への取組や新たに建設した道の駅「三矢の里あきたかた」での農産物等の販売など、集客力を高めながら農産物の高付加価値化を展開している。この他、情報通信基盤の整備、高規格道路「東広島高田道路」の整備など産業を支える基盤が整備され、今後の産業構造の多角化・高度化に向けての様々な動きが進みつつある。

一方、地域社会においては、人口減少が継続し、少子化とともに40%を超える高齢化が進行しており、地域社会は弱体化が進んでいる。加えて近年多発する自然災害への対応、ひとり暮らしの高齢者の見守りなど、市民の安全安心への意識は高まっており、市民の自主的な地域活動と行政の協働が求められている。

関係人口及び移住定住人口の拡大のため、広島市に隣接した立地を活かし、自然と共生する新しいライフスタイルを実現する定住の場、広域・周遊型観光ネットワークによる都市との交流の場を形成し、本市の特性を踏まえた定住と交流による地域振興を推進する。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけての減少率は、平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけての減少率6.3%を上回る10.2%を示し、少子化や高齢者の減少による自然減と若者の都会志向による社会減により、人口が減少する状況が続いている。

年齢階層別にみると、0～14歳の年少人口は昭和55(1980)年の7,092人に対し、平成27(2015)年は3,226人と3,866人減少。令和2(2020)年は2,623人で平成27(2015)年との比較で603人減少しており、少子化の傾向は継続している。

15～64歳の生産年齢人口は、昭和55(1980)年の23,318人に対し、令和2(2020)年は12,706人と10,612人減少している。

生産年齢人口のうち、15～29歳の若年者数は、昭和55(1980)年の5,298人に対し、令和2(2020)年は2,657人で2,641人減少となり、若い労働者の減少傾向がみられる。

65歳以上の高齢者数は、昭和55(1980)年の6,574人に対し、平成27(2015)年は11,400人で4,826人増加したものの、令和2(2020)年は、11,119人と初めて減少に転じた。

今後の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、令和12(2030)年22,197人程度と見込まれる。

また、年齢別人口割合のうち、65歳以上の高齢者比率は、令和12年(2030)年44.9%程度と見込まれ、高齢化がより一層進行するものと考えられる。

表 1 - 1 (1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和55(1980)年						
	吉田町	八千代町	美土里町	高宮町	甲田町	向原町	安芸高田市
総 数	人 10,901	人 4,253	人 4,082	人 5,308	人 6,657	人 5,783	人 36,984
0歳～14歳	2,264	928	711	770	1,317	1,102	7,092
15歳～64歳	6,923	2,714	2,512	3,349	4,250	3,570	23,318
うち15歳 ～ 29歳 (a)	1,671	737	450	638	1,017	785	5,298
65歳以上 (b)	1,714	611	859	1,189	1,090	1,111	6,574
(a)/総数 若年者比率	% 15.3	% 17.3	% 11.0	% 12.0	% 15.3	% 13.6	% 14.3
(b)/総数 高齢者比率	% 15.7	% 14.4	% 21.0	% 22.4	% 16.4	% 19.2	% 17.8

区 分	平成2(1990)年													
	吉田町		八千代町		美土里町		高宮町		甲田町		向原町		安芸高田市	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 11,527	% 0.5	人 4,288	% 0.2	人 3,811	% △4.6	人 4,825	% △5.0	人 6,361	% △3.4	人 5,303	% △3.9	人 36,115	% △2.2
0歳～14歳	2,015	△13.2	731	△18.0	612	△10.3	662	△5.8	1,104	△15.1	753	△24.0	5,877	△14.7
15歳～64歳	7,233	1.0	2,662	1.6	2,169	△9.4	2,682	△11.9	3,874	△4.5	3,215	△3.5	21,835	△3.4
うち15歳 ～ 29歳 (a)	1,797	9.0	669	7.6	341	△13.5	468	△12.7	873	△1.7	753	9.9	4,901	2.7
65歳以上 (b)	2,279	15.0	895	16.2	1,030	12.0	1,481	11.2	1,383	12.3	1,335	11.6	8,403	13.1
(a)/総数 若年者比率	% 15.6	-	% 15.6	-	% 8.9	-	% 9.7	-	% 13.7	-	% 14.2	-	% 13.6	-
(b)/総数 高齢者比率	% 19.8	-	% 20.9	-	% 27.0	-	% 30.7	-	% 21.7	-	% 25.2	-	% 23.3	-

区 分	平成17(2005)年													
	吉田町		八千代町		美土里町		高宮町		甲田町		向原町		安芸高田市	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 11,361	% △2.3	人 4,355	% △2.1	人 3,269	% △4.5	人 4,155	% △5.7	人 5,561	% △4.0	人 4,395	% △7.1	人 33,096	% △3.9
0歳～14歳	1,656	△4.1	388	△21.3	390	△7.4	469	△18.2	689	△11.5	445	△12.6	4,033	△10.3
15歳～64歳	6,879	△3.2	2,389	△5.1	1,582	△5.0	1,939	△5.6	3,103	△5.4	2,433	△10.3	18,322	△5.2
うち15歳～29歳(a)	1,614	△14.8	538	△16.6	348	△3.1	389	0.5	709	△11.9	515	△21.9	4,113	△13.4
65歳以上(b)	2,826	1.5	1,578	9.7	1,297	△2.9	1,750	△1.9	1,773	2.0	1,517	0.3	10,741	1.4
(a)/総数 若年者比率	% 14.2	-	% 12.4	-	% 10.6	-	% 9.4	-	% 12.7	-	% 11.7	-	% 12.4	-
(b)/総数 高齢者比率	% 24.9	-	% 36.2	-	% 39.7	-	% 42.1	-	% 31.9	-	% 34.5	-	% 32.5	-

区 分	平成27(2015)年													
	吉田町		八千代町		美土里町		高宮町		甲田町		向原町		安芸高田市	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 10,615	% △4.3	人 4,120	% △5.7	人 2,655	% △10.9	人 3,324	% △11.4	人 4,923	% △4.3	人 3,851	% △7.2	人 29,488	% △6.3
0歳～14歳	1,357	△8.9	419	9.7	266	△26.9	300	△16.9	549	△2.5	335	△9.9	3,226	△8.7
15歳～64歳	5,960	△9.7	1,830	△15.0	1,230	△12.8	1,484	△15.5	2,486	△10.9	1,860	△14.4	14,850	△12.1
うち15歳～29歳(a)	1,257	△16.0	328	△23.0	224	△14.8	303	△16.1	490	△14.8	320	△26.6	2,922	△17.9
65歳以上(b)	3,289	9.6	1,869	2.0	1,159	△3.9	1,540	△5.8	1,888	5.6	1,655	3.1	11,400	3.0
(a)/総数 若年者比率	% 11.8	-	% 8.0	-	% 8.4	-	% 9.1	-	% 10.0	-	% 8.3	-	% 9.9	-
(b)/総数 高齢者比率	% 31.0	-	% 45.4	-	% 43.7	-	% 46.3	-	% 38.4	-	% 43.0	-	% 38.7	-

区 分	令和2(2020)年													
	吉田町		八千代町		美土里町		高宮町		甲田町		向原町		安芸高田市	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 9,686	% △8.8	人 3,688	% △10.5	人 2,337	% △12.0	人 2,857	% △14.0	人 4,454	% △9.5	人 3,426	% △11.0	人 26,448	% △10.2
0歳～14歳	1,089	△19.7	366	△12.6	212	△20.3	219	△27.0	483	△12.0	254	△24.2	2,623	△18.7
15歳～64歳	5,291	△11.2	1,517	△17.0	1,099	△10.7	1,216	△18.1	2,050	△17.5	1,533	△17.6	12,706	△14.4
うち15歳 ～ 29歳 (a)	1,237	△1.6	309	△5.8	204	△8.9	216	△28.7	379	△22.7	312	△2.5	2,657	△9.1
65歳以上 (b)	3,309	0.6	1,808	△3.2	1,027	△11.4	1,423	△7.6	1,928	2.1	1624	△1.9	11,119	△2.5
(a)/総数 若年者比率	% 12.8	-	% 8.4	-	% 8.7	-	% 7.6	-	% 8.5	-	% 9.1	-	% 10.0	-
(b)/総数 高齢者比率	% 34.2	-	% 49.0	-	% 43.9	-	% 49.8	-	% 43.3	-	% 47.4	-	% 42.0	-

表 1 - 1 (2) 人口の見通し

■安芸高田市の将来人口



「第3次安芸高田市総合計画」人口推計より

イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

本市の産業別人口の動向をみると、第一次、第二次産業の人口割合が徐々に低下し、第三次産業の人口割合が高まっている。

就業構造は、令和2(2020)年の国勢調査によると3部門別では、第一次産業10.8%、第二次産業27.1%、第三次産業62.1%である。産業大分類では15歳以上の就業者13,228人の内訳として、製造業2,770人、医療・福祉2,104人、農業・林業1,416人、卸売業・小売業1,383人、建設業817人が上位に並び、以下、生活関連サービス業、サービス業（他に分類されないもの）と続く。

産業別では、農業は、ほ場整備等生産基盤の整備は進展しているものの、就業者の高齢化、担い手の減少等により生産量・生産額が低下しており、農業生産法人や後継者の育成などの振興策や6次産業化、高付加価値化など企業的な経営体確保へ向けた取組が必要となっている。

林業も、木材価格の低迷、就業者の高齢化、担い手の減少等により、林家の生産意欲は減退しているが、森林は水源かん養機能として重要な役割を担っており、計画的な育林・間伐、林道等生産基盤の整備を行い、効率的・集团的な森林づくりを推進していく必要がある。

商業は、大型小売店が複数立地する吉田町を中心に小売商圏を形成しているが、消費者の市域外への流出が進み、既存商店街では空き店舗の増加など衰退傾向がみられ、経営力の強化など商業振興を図る必要がある。

工業は、工場の大規模拡張がなされた事例が生まれている一方で、必要な労働者の確保ができず、近隣の都市からの通勤や外国人労働者により、対応している現状がある。ただし、全体としては依然として厳しい状況が継続し、新たな企業立地も難しい状況であるが、既存製造業の活性化や起業を支援するなど雇用機会の確保・拡大に向けた取組が必要である。

観光は、温泉、自然レクリエーション、スポーツ、歴史・文化等の多様な観光資源を有し、大都市圏である広島市からの手軽な週末レクリエーションの場として位置づけられているが、観光施設の老朽化に伴うリニューアル等が必要な時期を迎えている。

既存施設の入込観光客は、現状維持が続いているものの、令和2(2020)年5月に新規開業した道の駅「三矢の里あきたかた」が好調なことに伴い、観光客数の底上げを図っている。道の駅「三矢の里あきたかた」を起点に観光施設の新たな魅力をつくり出すとともに、周遊・滞在型観光の推進を図る必要がある。

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

本市は、平成16(2004)年3月1日に高田郡6町が合併し誕生した。合併後、本市を取り巻く厳しい財政状況や社会情勢の変化等、様々な課題に対応し、地方分権時代にふさわしい協働のまちづくりを進めるため行政改革を行ってきた。

職員数は、高田郡6町及び高田地区消防組合の職員数を合わせた546人でスタートし、その後、職員の定員適正化計画に基づき定員抑制に努めてきた。将来における組織運営の安定化のため、職員の年齢構成に留意しながら組織の活力を損なうことがないように、各年度の職員減少見込数を補充し、令和7(2025)年4月時点で358人となった。今後も人口規模、財政規模に見合う職員数の適正な管理に努める。

広域行政については、広島広域都市圏協議会などに加入することで、観光、産業振興、医療、安心安全な暮らし等の地域課題を、多様な連携と協力により解決するよう努めるものとする。

イ 財政の状況

合併直前には、旧6町とも投資的事業が集中的に実施され、地方債残高を更に累増させた。合併後も新市建設計画等に基づく投資的事業が継続実施されたが、大型建設事業はおおむね終了した。しかし、今後は老朽化する公共施設の大規模改修や廃止による撤去等新たな投資的事業が発生することとなる。加えて、少子高齢化の対策に伴う社会保障費や、人件費・物件費などの高騰による経常経費の増大等により本市の財政構造はますます硬直化することが予想される。

合併後においては、行政改革大綱や集中改革プランに基づき、歳入の確保や歳出の削減を進めてきたが、これらの取組を上回る速度で財政状況が悪化しているのが実情である。令和元(2019)年度策定の第4次安芸高田市行政改革大綱は令和6(2024)年度で終了したが、令和7(2025)年度からは、副市長をトップとした庁内横断的な組織が各部局と連携を取り、行財政改革(取組期間：令和7(2025)年度～令和9(2027)年度)を推進することで、将来的に持続可能な財政運営を図っていく。

ウ 施設整備水準の現況と動向

旧過疎対策法以来の各種対策事業の推進により、道路、上下水道等の生活基盤、学校教育施設等の教育・文化基盤、農林業基盤などの整備に一定の成果を上げてきた。

市道については、改良率、舗装率とも確実に改善され、過疎対策事業等により順調に成果をあげてきた。快適な生活環境の目安となる水道普及率・水洗化率についても大幅に改善することができた。

学校教育施設については、学校規模適正化推進計画に基づき小学校の統合を進めてきた。今後、各町の中学校を1校に統合することとしている。一方で、公共施設の適正化を定めた公共施設等総合管理計画では、令和17(2034)年度までに総延床面積を37%削減することで、更新費用やランニングコストを圧縮する。地域や受益者に配慮し、必要な施設を効率的に配置することとしている。

表 1 - 2 (1) 市財政の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成22(2010)年度	平成27(2015)年度	令和2(2020)年度
歳入総額 A	25,464,960	19,849,450	23,809,979
一般財源	13,633,947	12,806,001	12,087,739
国庫支出金	3,694,831	1,725,610	5,589,947
都道府県支出金	1,797,867	1,589,509	1,840,114
地方債	3,927,800	1,366,900	1,295,000
うち過疎対策事業債	372,500	556,000	528,300
その他	2,410,515	2,361,430	2,997,179
歳出総額 B	24,582,303	19,213,551	22,993,800
義務的経費	10,188,609	9,687,318	8,926,897
投資的経費	6,358,725	1,260,760	2,191,996
うち普通建設事業	6,120,192	1,155,697	1,540,096
その他	8,034,969	8,265,473	11,874,907
過疎対策事業費	7,355,102	3,594,921	2,675,625
歳入歳出差引額 C (A-B)	882,657	635,899	816,179
翌年度へ繰越すべき財源 D	264,482	96,732	283,119
実質収支 C-D	618,175	539,167	533,060
財政力指数	0.342	0.331	0.317
公債費負担比率	21.6	21.8	20.1
実質公債費比率	17.4	12.9	12.9
起債制限比率	12.2	-	-
経常収支比率	86.1	92.4	92.8
将来負担比率	149.9	95.0	94.7
地方債現在高	31,055,084	30,497,903	23,800,065

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況(市町村公共施設状況調査)

区 分	昭和50(1975)年度末						
	吉田町	八千代町	美土里町	高宮町	甲田町	向原町	安芸高田市
市町村道							
改良率 (%)	37.6	68.5	28.8	23.1	17.9	18.8	31.1
舗装率 (%)	75.8	67.3	26.9	69.7	68.3	29.8	55.2
農道							
延長 (m)	—	—	—	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長 (m)	83.2	38.8	14.0	59.7	108.1	58.1	62.8
林道							
延長 (m)	—	—	—	—	—	—	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	6.9	10.8	4.6	3.9	20.4	8.1	7.8
水道普及率 (%)	80.2	78.6	3.7	19.4	67.5	33.6	53.0
水洗化率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	36.1	0.0	2.1	0.0	4.6	5.5	12.5

区 分	昭和60(1985)年度末						
	吉田町	八千代町	美土里町	高宮町	甲田町	向原町	安芸高田市
市町村道							
改良率 (%)	41.2	28.3	44.5	33.2	36.6	32.0	37.1
舗装率 (%)	82.0	82.4	64.8	74.5	75.5	75.6	75.5
農道							
延長 (m)	—	—	—	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長 (m)	10.0	40.0	13.0	66.7	89.8	56.6	44.8
林道							
延長 (m)	—	—	—	—	—	—	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	7.1	12.9	5.1	6.3	18.5	8.6	8.5
水道普及率 (%)	87.2	84.5	5.7	9.4	69.7	40.2	57.0
水洗化率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	34.7	3.0	0.0	0.0	8.0	5.1	13.2

区 分	平成7(1995)年度末						
	吉田町	八千代町	美土里町	高宮町	甲田町	向原町	安芸高田市
市町村道							
改良率 (%)	54.5	34.0	55.5	56.1	46.6	45.2	50.7
舗装率 (%)	86.6	81.5	80.5	85.0	83.5	82.7	83.5
農道							
延長 (m)	—	—	—	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長 (m)	15.3	46.3	81.9	53.4	95.2	60.0	56.5
林道							
延長 (m)	—	—	—	—	—	—	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	7.8	16.4	5.6	6.9	19.4	10.3	9.5
水道普及率 (%)	80.3	87.7	9.1	13.9	82.2	64.9	63.1
水洗化率 (%)	6.5	5.4	1.3	5.8	0.0	47.4	10.6
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	32.1	57.1	0.0	0.0	8.6	5.4	19.7

区 分	平成22(2010)年度末	令和2(2020)年度末
	安芸高田市	安芸高田市
市町村道		
改良率 (%)	57.8	58.2
舗装率 (%)	90.4	90.5
農道		
延長 (m)	260,538	274,483
耕地1ha当たり農道延長 (m)	51.7	66.1
林道		
延長 (m)	150,219	156,636
林野1ha当たり林道延長 (m)	3.5	3.5
水道普及率 (%)	74.2	76.7
水洗化率 (%)	56.9	71.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	29.5	13.2

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市は、過疎地域が抱える様々な諸問題に対処するため、多様な過疎対策事業を実施し、課題解決に向けて取り組んできた。

しかしながら、若者を中心とする人口の流出や少子高齢化の進行、地場産業の衰退、財政基盤の硬直化など依然として多くの課題を抱えており、本市を取り巻く状況は、一層厳しいものとなっている。

こうした状況の中、今後の過疎対策については、第3次安芸高田市総合計画基本構想の基本理念「百万一心、未来へつなぐ安芸高田市」の実現に向けた施策を展開しながら、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を図り、地域の持続的発展を総合的かつ計画的に推進する。

○教育の推進

過疎化・少子化の影響によって児童生徒数が年々減少しており、適正な教育環境の視点から、中学校の統合を進めるとともに、保護者・地域等と連携し、新時代の学びを支える新しい学校づくりを推進する。

また、コミュニティ・スクールにおける取組を通して、「地域で育てたい子ども像」を共有し、学校・家庭・地域が連携・協働することで、地域との関わりや子どもの学びの関心の向上を図る。

○医療・介護・福祉の充実

多様化する保育ニーズへの対応等に努めるとともに、保育所の統廃合、民間活力の導入及び、幼保一元化を視野に、認定こども園の導入等を計画的に進め、安全で質の高い保育環境の確保に努める。

本市の中核医療機関である厚生連吉田総合病院を中心とした連携システムを充実させることや看護師の確保への支援等を行うことで、地域医療体制の充実を図る。

また、高齢者や障害者が安心して暮らせるよう、介護予防事業や日常生活の支援体制の強化に取り組み、自立や社会参加を促す地域の共助の環境を整備する。

○生活環境の向上

現状の公共交通システムを利用状況に合わせて見直し、待ち合い拠点の環境整備を図るとともに、デジタル技術の活用や自動運転の導入の検討など利便性を向上させる。

また、若者の定住や市域外からの人口流入を促進するため、多様な居住ニーズに応じた魅力ある居住情報の提供を行い、空き家の利活用などUJIターンの受け入れ体制を整える。関係人口・移住定住人口の創出により、地域に関わる人材を増やし、地域運営の担い手となる人材の確保につなげる。

○産業の振興

農林業については、農業経営基盤の強化と高齢化や担い手の確保などの課題解決に努め、商工業については、企業誘致を促進し、商工会、工業会及び各種団体との連携した支援に取り組む。

また観光業においては、道の駅「三矢の里あきたかた」を起点に観光施設の新たな魅

力をつくり出すとともに、周遊・滞在型の観光を推進していく。

各産業分野においては、事業承継を念頭に置いた産業の振興に取り組む。

○文化・スポーツの振興

この地域に根付いた「神楽」・「はやし田」や毛利元就が本拠地としていた「郡山城跡」、本市を練習拠点として活躍する「サンフレッチェ広島」や「安芸高田わくながハンドボールクラブ」などのスポーツチーム等地域資源の価値を高め、積極的に活用する。

○多様性の構築

国籍・文化の違いや障害の有無にかかわらず、誰もが互いを尊重し、理解し、互いの人権を守ろうとする社会の実現に向けて、多文化共生の推進に取り組み、共生社会の実現を目指す。

また、共に支え合い個々の能力が発揮できる社会に向けて、多様性を認め合うまちづくりを推進する。

(5) 地域の持続的発展の基本目標

本市の総人口の減少は長期間続いており、人口減少が与える影響は、これまで以上に深刻化することが予想される。

少子高齢化という人口構造に起因する人口自然減は、短期間で克服困難な全国的課題である一方で、転出入に起因する人口社会増減は、多くの人が本市を居住地として選択した結果を表す数値であり、施策の達成度を測る指標として適当である。

○計画の達成度を測る数値目標

基準値：令和 7(2025)年度人口社会増減 158人減 (令和7年度広島県人口移動統計調査より)

目標値：令和12(2030)年度人口社会増減 増加 (令和12年度 " " より)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本市が毎年取り組んでいる行政評価の仕組みを活用して、PDCAサイクルによる効果の検証と改善を進める。

(7) 計画期間

本計画の期間は、令和8(2026)年4月1日から令和13(2031)年3月31日とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「安芸高田市公共施設等総合管理計画」は将来にわたり、市民生活を支える施設サービスを持続的に提供していくために、「質・量・コスト」に関する課題に対応した公共施設等の管理に関する基本方針を定めたものである。本計画においても、「安芸高田市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、公共施設の将来の更新やライフサイクルコストを

検証し、施設の質、コストの最適化や長寿命化に配慮した計画を策定することにより、持続可能な行財政運営を前提にした過疎対策を推進する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進・人材育成

(1) 現況と問題点

本市の社会動態の特徴は、16歳～25歳の年齢層別人口が多く減少し、それ以降の年齢層で増加しないことである。進学や就職で都市部へ流出した若者がそのまま本市に戻っていない現状がある。

これは、長年続いている傾向であるが、近年では、価値観の多様化により、仕事よりも豊かな自然に囲まれた質の高い生活を重視する都市部在住者の地方への移住ニーズが高まっている。

加えて、デジタル通信技術の高度化により、在宅のまま勤務するなど仕事場所を選ばない勤務形態の会社が増えてきている。

今後は田園都市として豊富な地域資源を有している強みを活かし、食や体験、人々とのふれあいを通じて、本市の魅力を知ってもらうとともに、関係人口も増やす取組が必要である。そして、実際に移住への行動に移ってもらうためには、どのようなサポートが必要か検証することが重要な課題である。

(2) その対策

- 本市への移住・定住を促進するため、都市部での移住相談会の開催や、Webを活用した情報交換のできる機会を創出する。
- 移住者によって条件や課題が異なることから、課題に応じたサポートや補助制度の用意をする。
- 地域間交流の促進をするため、イベントの開催や交流の場を創り、関係人口を増やす。
- 本市の高校卒業者が市外に流出する課題を解消するため、高校生が地元企業や地域と一緒に活動することで、就職先として本市の企業を選択してもらうように促す。
- 大学や専門学校進学時にやむなく市外に居住地を移した者にも、市からの情報を受け取ることのできる仕組みづくりを行う。
- 移住に関して何でも相談でき、地域に詳しく頼りになるアドバイザーの養成を図る。
- 地域おこし協力隊等の制度を活用し、移住・定住・地域間交流を進める。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住			
	(2) 地域間交流			
	(3) 人材育成			
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	定住促進事業	安芸高田市	
	地域間交流	地域振興事業	〃	
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立	〃	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

安芸高田市公共施設等総合管理計画の目的に基づき、必要な機能を集約した上で効率的な施設の維持と運営を図る。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本市の農業は、2020年農林業センサスによると、令和2(2020)年農家数2,514戸、そのうち約62%の1,568戸が販売農家で、農家数は次第に減少している。

農業経営体のうち個人経営体の主副業別の割合は、主・準主業18.9%、副業81.1%である。農業に60日以上従事した人数は、令和2(2020)年に1,696人であり、農業従事者の減少と高齢化及び担い手の確保などが緊要な課題となっている。

経営耕地面積は、令和2(2020)年に2,480haであり、前回調査と比較して2割減少した。1農家当たり経営耕地面積は0.98haと増加傾向にあり農地の集積が進んでいる。

この一方で、近隣で耕作を引き受ける受け皿がない集落では、耕作放棄地も目立っている。

ほ場整備は進んでいるが、未だ地域による格差がみられ、生産基盤の整備を計画的に進めていく必要がある。

主要農産物は、米、ねぎ、チンゲンサイ、アスパラガス、ブロッコリー、鶏卵、肉用牛、生乳等であり、農業産出額は増加している。

農業の担い手としては、就業者の高齢化、担い手・後継者不足等により厳しい状況である一方で、企業的な経営手法導入や新たな企業の参入、法人組織の設立なども進んでおり、担い手の確保のための取組が進んでいる。また、近年、若者の農業への関心が高まっており、地産地消、6次産業の展開などによる地域の特色を活かした農業の新たな魅力を高めることで、新たな担い手を増やしていく必要がある。

さらに、女性農業者や高齢者農業者、小規模農家などの多様な担い手が活躍することで、集落における農地が維持されることから、多様な担い手の活躍の場として道の駅「三矢の里あきたかた」を核とした地産地消、6次産業化を展開し、地域の魅力を活かした農業を進めていく必要がある。

また、鳥獣による農林水産業等に係る被害も高止まりをしており、その防止対策も大きな課題となっている。

イ 林業

農林業センサスによると、本市の林野面積は、令和2(2020)年では42,696haである。所有形態別では、国有林が9.8%、民有林が90.2%を占めている。

これまでも林道などの生産基盤の整備、施業の集団化等林業の振興を推進しているが、長期にわたる木材価格の低迷による採算性の悪化、林業従事者の高齢化などにより、林家の意欲が後退し、林業生産活動や体制が弱体化しているのが実態である。

しかし、森林は国土保全など多様な公益的機能を有しており、森林の造成、保育など集団的・効率的な森林づくりを推進し、豊かな森林資源の保全・造成に取り組んでいく必要がある。

また、地域住民の憩いの場、レクリエーションの場として森林を有効に活用していくことも必要である。

ウ 商工業

経済センサス活動調査によると、本市の卸売業は、令和3(2021)年に事業所35店、従業者数283人、商品販売額約72億円で、その推移をみると、事業所数、従業者数、商品販売額ともに増加している。

小売業は、商店数209店、従業者数1,307人、商品販売額約249億円、売場面積36,735㎡で、その推移をみると、商品販売額は増加しているものの、商店数、従業者数は減少傾向にある。

市内には、売り場面積1,000㎡以上の大型小売店が6店立地しているが、車社会による日常生活の広域化に伴い、市内で買い物していた市民が広島市等へ流出する傾向が強まっており、地元購買力を高めていくことが必要である。

一方、地元商店街は、こうした消費行動の影響により、空き店舗の増加などにより衰退しつつある。消費者ニーズに対応した商店経営や商店街としての一体的な販売戦略を強化するなど、地元商店街の振興を支援していくことが必要である。

工業は、令和2年工業統計調査によると、事業所数87か所、従業者数4,075人、製造品出荷額等約1,357億円で、いずれも減少傾向が継続しており、雇用力や生産力が低下している。

経営の高度化、技術革新、人材育成支援など中小企業対策の強化を図り、既存企業の活性化を促進していくことが必要である。

一方、新たな企業立地は進みにくい状況で、新規の工業団地の造成も進展が見込めないが、情報通信基盤等を活かし、企業誘致に向けた取組を強化していく必要がある。

エ 観光

本市の入込観光客は、平成17(2005)年の約214万人をピークに、平成28(2016)年は170.5万人に減少し、その後、同じ水準で推移してきた。しかし、令和2(2020)年は、新たに道の駅「三矢の里あきたかた」が開業したことから、新型コロナウイルス感染症拡大による観光自粛の影響を受けながらも、225.5万人と大幅に増加した。

観光の目的としては、温泉、自然探勝、スポーツが多く、そのほとんどが日帰りである。広島都市圏を中心とした都市住民の手軽な週末レクリエーション地としての性格が強い。1人当たりの観光消費額が低いことが課題であり地域経済への波及効果も限られている。

本市には、「郡山城跡」、道の駅「三矢の里あきたかた」、「土師ダム周辺施設」、「神楽門前湯治村」、「たかみや湯の森」、「湧永満之記念庭園」のほか、「Outdoor Funキャンプフィールド」をはじめとするキャンプ場施設や「神楽」、「はやし田」等の伝統文化など多彩な観光資源が散在しているが、これらが相互に連携して、効果的な集客力を発揮しているとはいえない。

今後は、自然や農業など地域資源を活かした新たな観光資源の整備や既存資源の魅力アップ、観光資源相互のネットワークの強化を推進するとともに、宣伝誘致活動の展開、イベントの開催など受け入れ体制を整備し、魅力と個性ある周遊・滞在型観光地として形成していくことが必要である。

(2) その対策

ア 農業

- ほ場整備等生産基盤の計画的な整備を推進するとともに、農地所有適格法人の育成や農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を促進し、効率的な営農体制と農地の保全システムの確立を推進する。
- 生産者団体や県等の関係機関と連携し、農業経営者や新規就農者の育成、新たな作物及び新技術の導入や産地化への総合支援、担い手育成など農業振興体制の充実強化を図る。
- 地域農畜産物のブランド化に向けて、生産・流通・販売システムを構築し、消費者の確保と市場競争力の強化を推進する。
- 特別栽培農産物や特産品・加工品の開発による6次産業化等消費者ニーズに対応し、地域の特色を活かした農産物の生産を振興するため、冷蔵庫や加工施設の整備などその取組を支援する。
- 地産地消の浸透、拡大を推進し、地域全体で農業生産を支える体制を充実する。
- 堆肥センターを活用した土づくりを推進し、畜産経営の安定と資源循環型農業の仕組みづくりを行う。
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を、総合的かつ効果的に推進する。

イ 林業

- 林家の森林管理意欲の増進や市民の森林に対する理解と愛着の増進に向けた啓発に努める。
- 森林経営管理制度を活用し、森林施業の集約化、林業後継者の育成など林業生産基盤整備を図る。併せて林業施業の効率化のため、森林作業路の開設や維持管理に対し、森林環境譲与税を財源とした補助を行い、林業生産の向上を図る。
- 安芸高田産材の需要拡大を進め、林業・木材産業の活性化を目的とし、公共建築物への木材利用を推進する。
- 森林レクリエーションの場として、森林空間を有効に活用するとともに、都市と連携した森林の管理・育成など多様な森林整備の展開を図る。

ウ 商工業

- 商工業の振興を推進し、地域経済の活性化を図っていくため、商工会の活動を支援するとともに、商工会と連携し、経営の近代化や高度化、情報化に対応した中小企業対策の充実を図る。
- 事業者の主体的な取組を促進しながら、各種事業の助成など支援の充実を図る。
- 地域における新たな産業づくりを進めていくため、農林産物などを活かした6次産業化、農業の企業化などに向けて、販売ルートや市場の開拓など環境整備を進める。
- 新たな製品や特産品の開発を促進していくため、研究機関との連携の促進、融資制度の有効活用など支援の強化を図る。

- 市内全域での光ネットワークの整備など企業立地基盤の充実を踏まえ、積極的な企業誘致活動を展開する。

エ 観光

- 集客力の向上を図るため、市域内の観光資源のネットワーク化や周辺地域との連携を推進し、周遊型観光ネットワークを形成するとともに、着地型観光の充実を図る。
- 農林水産資源を活かした観光産業の育成や史跡、神楽、はやし田等の伝統芸能等歴史や文化を活かした観光の振興を推進する。
- 観光施設やその周辺の環境美化、トイレの設置等の環境整備、ホスピタリティの向上など受け入れ体制の強化を図るとともに、特色あるイベントの開催や観光PRの充実に努める。
- 課題である周遊・滞在型観光地として、道の駅「三矢の里あきたかた」を拠点に、市内観光情報の発信とイベント等の企画を進めていく。
- 消費者から直接意見を聞ける産直市を活用し、集客につながる新たな商品開発を図り、地場農産物の販売増加につなげていく。
- 多様化する観光ニーズに合わせた観光資源の整備や魅力アップ、周遊拠点機能の強化などに取り組み、観光客誘致につなげていくため、観光振興計画を策定する。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農業競争力強化基盤整備事業 高宮町原山地区 39.0ha	広島県	
		農業競争力強化基盤整備事業 高宮町羽佐竹地区(鍋石地区) 34.9ha	〃	
		農業競争力強化基盤整備事業等 高宮すだれ地区、甲田火の谷地区	〃	
		水利施設整備事業(河川工作物応急対策事業) 寒田頭首工 L=14.0m H=0.9m	安芸高田市	
		水利施設整備事業(河川工作物応急対策事業) 胡子目頭首工 L=14.0m H=1.5m	〃	
		水利施設整備事業 東城地区 堤長L=145.0m 堤高H=5.6m	〃	
		水利施設維持管理事業(維持管理適正化事業) 福原地区 1 2 3	〃	
		水利施設維持管理事業(維持管理適正化事業) 長屋地区	広島県	
		農業用施設維持管理支援活動事業 市内全域	安芸高田市	
		林業	森林環境保全直接支援事業 安芸高田市有林及び分収林	〃
	(2) 漁港施設			
	(3) 経営近代化施設			
	(4) 地場産業の振興 生産施設	甲田堆肥センターホイルローダー購入	安芸高田市	
	加工施設	食肉加工施設整備事業	〃	
(5) 企業誘致	サテライトオフィス誘致事業 企業誘致・企業立地支援事業	安芸高田市 〃		
(6) 起業の促進	起業支援事業	安芸高田市		
(7) 商業				
(8) 情報通信産業				
(9) 観光又はレクリ エーション	公園整備事業 観光施設環境整備事業	安芸高田市 〃		

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	担い手育成事業 有害鳥獣対策事業	安芸高田市 〃	
	商工業・6次産業化	担い手育成事業	〃	
	観光	観光振興推進事業	〃	
	その他	公共施設等維持管理事業	〃	
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立	〃	
	(11) その他			
		日本型直接支払事業（多面的機能） 日本型直接支払事業（中山間地域等）	安芸高田市 〃	

(4) 産業振興促進事項

産業振興にあたっては、周辺市町や広島広域都市圏等との連携に努める。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
市内全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業	令和8(2026)年4月1日 ～令和13(2031)年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

事業内容は「3 産業の振興」及び「4 地域における情報化」の(2)及び(3)のとおりとする。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

安芸高田市公共施設等総合管理計画の目的に基づき、利用状況が少なく老朽化した施設や設備は、短期的に譲渡及び廃止を進める。

公共施設のうち、短・中期的に受益を受ける範囲に限られる施設は譲渡を進め、事業効果による政策補助に転換を図る。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本市の情報通信基盤は、光ファイバーネットワークとして平成13(2001)年度に整備した市役所の本庁及び支所、学校等の主要公共施設を結ぶ「安芸たかた広域ネットワーク」と、平成25(2013)年度から運用を開始した市民・企業向け「安芸高田市光ネットワーク」である。市内全域に超高速ブロードバンドサービスと「お太助フォン(IP告知端末)」による行政情報の告知放送を実施している。

「安芸たかた広域ネットワーク」は、伝送路の老朽化が進んでいるため「安芸高田市光ネットワーク」への切り替えも含めて検討の必要が生じている。

「安芸高田市光ネットワーク」においては、お太助フォンの設置台数は令和3(2021)年3月末には約9,300台だったが、令和7(2025)年3月末には約8,600台と年々減少傾向にある一方で、インターネット接続サービスの契約件数は令和3(2021)年3月末には約4,700件だったが、令和7(2025)年3月末には約5,400件と増加傾向にある。インターネット接続サービスの増加は、SNSや動画配信サービスなどの利用者の増加によるものと思われ、大手通信事業者のサービスエリア外である本市においても、より高速で利便性の高いインターネット接続サービスの提供を推進する必要がある。

また、行政情報の告知、特に災害時における避難指示などにおいて「お太助フォン」だけでなく、普及率が上昇しているスマートフォン等へも積極的に情報を提供できるよう取り組む必要がある。

生活形態が多様化する中、どこでもインターネットサービスを利用できる環境を求める声がある。

政府のすすめる自治体におけるDXの推進として、行政手続きのオンライン化やAI等の利用促進、証明書の電子化など時期を見ながら実現していくとともに、パソコンやスマートフォンを使いこなせていない方々が取り残されないような取組を進める必要がある。

(2) その対策

- 安芸高田市光ネットワークの老朽化については、異常が発覚した箇所毎に部分的に更新を実施する。
- お太助フォンやSNS等を活用し、市民一人ひとりが手軽に情報を取得できる環境を提供する。
- 光ネットワークの空き芯線を活用し、携帯電話サービス圏外の解消や5Gエリアの拡張について電気通信事業者と連携して取り組む。
- 光ネットワークの空き芯線を活用し、公共施設や観光施設等への公衆無線LANの設置箇所の増設を図る。
- 市民の情報リテラシーの向上を促進するための教室や講座を開催する。
- セキュリティ対策や個人情報の保護への対応に留意しながら情報通信施策を進める。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設 その他情報化のための施設 その他	光ネットワーク管理運営事業 公衆無線LAN環境整備支援事業	安芸高田市	
			〃	
		電算システム事業	〃	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 情報化 デジタル技術活用 その他 基金積立	地域情報化推進事業 教育のICT化推進事業	安芸高田市	
			〃	
		DX推進事業 QRコード活用事業 特別徴収税額電子化事業	〃	
			〃	
			〃	
公共施設等維持管理事業	〃			
過疎地域持続的発展基金積立	〃			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

安芸高田市公共施設等総合管理計画の目的に基づき、必要な機能を集約した上で効率的な施設の維持と運営を図る。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

本市の幹線道路網は、高規格幹線道路である中国縦貫自動車道が市の中央部を横断し、高田ICが設置されており、その他の幹線道路は、東西方向の国道54号・433号、主要地方道広島三次線と南北方向の主要地方道甲田作木線・吉田邑南線・吉田豊栄線などから構成され、その他複数の一般県道が格子状に連絡している。

幹線道路網を体系的にみると、地域相互を環状的に連絡する道路ネットワークがやや脆弱で、これら道路網の強化を図ることが必要である。

また、国道54号については、広島市方面との円滑な交通流動を確保するため、可部バイパスの建設が進められている。主要地方道についても、広島三次線の拡幅改良などを促進するとともに、交通安全施設を整備するなど、安全な交通環境の確保を図ることが必要となっている。

さらに、山陽自動車道や広島空港とのアクセシビリティの向上を図るよう、高規格道路「東広島高田道路」の建設を促進していく必要がある。

市道は、国道、県道を補完するとともに、生活道路としての役割を有しているため、地域内幹線道路の改良整備や中心部での狭あい道路の解消など今後とも計画的な整備や適正な維持管理を行い、交通の利便性や市街地の防災上の安全性を高めていく必要がある。

農林道は、耕地1ha当たり農道延長、林野1ha当たり林道延長とも広島県平均の整備水準を下回っており、地域の実情に応じて計画的な整備を進めていく必要がある。

鉄道については、JR芸備線が市内を走り3つの駅が設置され、広島市や三次市への重要な交通手段となっているが、コロナ禍で利用者が大幅に減少し、近年は回復傾向にあるものの、コロナ禍前の水準まで回復していない。

JR芸備線は運行本数の確保や高速化が困難であること等、ローカル線特有の問題を抱えており、沿線自治体と連携し、その改善に向けて取組を強化していくことが必要である。

バス路線は、中国縦貫自動車道の高速バスのほか、一般乗合バスが運行されているが、このほとんどが赤字路線である。市民ニーズを反映した満足度の高い公共交通システムの実現を目指し、市内全域で、朝・夕は通勤・通学者等のための定時定路線の大型車両の運行、昼間の時間帯には予約制による乗合ワゴンの運行、交通空白地域では自家用有償旅客運送を運行するなど、複合的な運用を行っている。

(2) その対策

○広域交通網の充実を図るため、高規格道路「東広島高田道路」の建設を促進するとともに、国道54号可部バイパスの建設促進や上根バイパス以北の歩道整備について関係機関への働きかけを強化する。

○地域間幹線道路及び地域内幹線道路としての役割を担う国道、県道の整備を促進し、中心拠点や地域拠点相互を結ぶ20分道路網の形成による交通利便性と地域の一体性の向上を図る。

○国道、県道を補完し、地域内の幹線道路としての役割を担う主要市道の計画的な整備や適正な維持管理を行い、体系的な道路網の形成を図る。

- 農林道については、ほ場整備や森林整備と即応し、計画的かつ効率的な整備を図る。
- 市民生活の利便性の向上に向け、JR芸備線について、関係機関との連携・協議を強化し、活性化を図る。また、通勤・通学、買い物等、日常生活における市民のJR芸備線の積極的な利用を促進する。
- 現在の公共交通システム運行事業者との連携・協議を重ねながら、継続した協力が得られるよう条件整備を図っていくとともに、更なる利用促進に取り組む。
- 社会情勢の変化に対応するため、新たな公共交通システムの構築が必要となってきたことから、新たに安芸高田市公共交通計画の策定を通じて、見直しを図っていく。
- 新たな公共交通システムの構築に際しては、最新のデジタル技術を活用した利便性の高い運行方式の導入を検討する。
- 共同経営や運行管理の受委託、自動運転などの導入を検討し、接続可能な運行体系の構築を図る。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(2)農道	農道整備事業（小規模農業基盤整備事業） 県営事業 市内全域 農道維持管理事業 市内全域	安芸高田市 〃	
	(3)林道			
	(4)漁港関連道			
	(5)鉄道施設等			
	(6)自動車等 自動車	生活交通確保対策事業	安芸高田市	
	(7)渡船施設			
	(8)道路整備機械等			
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	公共交通計画策定事業 生活交通確保対策事業	安芸高田市	
	交通施設維持	公共施設等維持管理事業	〃	
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立	〃	
	(10)その他	交通安全対策特別交付金事業 県道改良事業(県権限委譲) 県道維持補修事業(県権限委譲) 市道維持管理事業 高規格道路「東広島高田道路」推進事業 県道新設改良事業 県営事業負担金 向原複合施設整備事業	安芸高田市 〃 〃 〃 広島県 〃 安芸高田市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

安芸高田市公共施設等総合管理計画の目的に基づき、必要な機能を集約した上で効率的な施設の維持と運営を図る。道路及び橋梁等のインフラ資産は、国土保全として国道等との整合性を図り、一体的に計画する必要がある。特に橋梁は令和5(2023)年度から更新を必要とする橋数が飛躍的に増加したため、国等の情報に注視しながら長寿命化の推進を図る。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上下水道

本市の上水道は、水道事業に、13簡易水道と2飲料水供給施設を統合し事業運営を行っている。

水道普及率は令和6(2024)年3月31日現在、77.4%で、広島県平均95.4%(令和6(2024)年度)に比べると、大幅に下回っている。また、供用開始後30年以上経過した施設も多く、老朽化、耐震化に伴う施設更新が必要となっている。このため、安全で良質な水を安定的に供給するために、令和5(2023)年4月1日から市町の枠を超えた「広域連携」により経営基盤の強化を図っている。

また、水道事業の給水区域以外の地区において、飲料水の供給に対する施策が求められる。

下水道は、集合処理区域においては、公共下水道事業(1施設)、特定環境保全公共下水道事業(3施設)、農業集落排水事業(12施設)、コミュニティプラント整備事業(1施設)により整備を行い、平成26(2014)年度に区域内の面整備が完了した。また、個別処理区においては、公共浄化槽等整備推進事業(市設置型)によって整備を進めている。令和7(2025)年3月31日現在の下水道等の整備人口普及率は82.2%となっている。今後は、個別処理区域内での浄化槽整備(市設置型)の推進を図ることにより、整備率の向上を図っていく。

また、集合処理区域の施設について老朽化が進んでおり、公共下水道、特定環境保全公共下水道事業で整備した施設は、下水道ストックマネジメント計画を策定し、修繕改築計画により、計画的に耐震対策を含めた修繕改築工事を行っていく。全体的に施設の老朽化による修繕費等が増加しており、計画的な改築更新が必要である。

イ 廃棄物処理

本市のごみ処理は、北広島町と一部事務組合「芸北広域環境施設組合」を設立し、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ・有害ごみを15種類に分別収集し、ごみ処理施設である「芸北広域きれいセンター」でごみ処理を行っているが、山林等への不法投棄等も確認されており、ルール順守による環境美化の推進が求められている。また、ごみ処理施設の老朽化が進んでおり、将来にわたって事業の継続性が高い広域的な処理も検討課題である。併せて、ごみの発生抑制・資源の再利用・再生利用に努め、環境負荷を低減させる「循環型社会」をどのように実現していくかも大きな課題である。

し尿及び浄化槽汚泥の処理については、平成22(2010)年度に汚泥再生処理センター(安芸高田清流園)の建設事業を完了し施設の稼働を行っている。今後は、施設の長寿命化も含め適正な維持管理を行う計画である。

ウ 消防防災

本市の常備消防は、消防力や救急体制の強化・充実に向けて適正人員の確保を図るとともに活動内容の多様化、高度化に対応できるよう、職員の技術向上、専門知識の習得

を計画的に推進し、消防力の維持・向上を図っていく必要がある。また、防災の拠点施設である消防本部庁舎においては、施設の老朽化や車両及び資器材の増強に伴い、車庫や資機材スペースの確保が課題である。

非常備消防は、それぞれの地域に消防団が組織されているが、高齢化により、団員の確保が困難となっている地域もある。

消防施設については、消火栓・防火水槽・消防団拠点施設などの整備を進めているが、円滑な消防活動の確保を図るよう、今後とも、計画的な整備を進めていくことが必要である。

防災体制については、新たに策定した地域防災計画に基づいて災害応急対策の確立や市民の自主防災体制の充実を推進していくとともに、洪水・土砂災害等の自然災害に対する対策の強化を進めていく必要がある。

エ 住宅

本市の住宅の所有関係は、令和5(2023)年、持家率84.0%で、広島県平均(61.9%)に比べると、持家率が高く、民営借家率が低いことが特徴的であった。しかしながら、全国的な傾向にみられるように家族形態の多様化や経済状況等により、今後においても分譲団地や賃貸住宅等の需要が継続することが予想される。

また、近年の少子高齢化や過疎化の進展により全国的な社会問題となっている空き家対策については、本市においても喫緊の課題となっている。空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に進める必要がある。

住宅の管理状況は市内雇用促進住宅3団地を購入し、令和7(2025)年3月31日現在、市有住宅として3団地240戸を管理している。

市営住宅は、令和7(2025)年3月31日現在、257戸を管理している。居住水準の低い住宅や高齢化に対応した機能が不足している住宅が多数残っており、「安芸高田市公営住宅等長寿命化計画」を基に、該当する住宅の設備改善及び改修等によるバリアフリー対策を進め長寿命化を図るとともに、耐用年数を経過した住宅については除去を進め、安心で安全な住環境整備を推進する必要がある。

さらに、本市においては、特定賃貸住宅の建設や民間事業者による分譲住宅地の開発などを進め、定住化を促進してきたが、今後についても、定住促進に向けた支援及び優良宅地の整備や空き家の有効活用による多様なニーズに対応した安心して暮らせる住宅対策を進める。

オ その他

振り込め詐欺や悪質商法等犯罪が多様化し、また、高齢者の交通事故も増加するなど、市民の日常生活に対する不安が高まっており、安全で安心できる生活の確保への取組を強化していくことが必要である。

定住外国人が地域で安心して暮らせるよう、文化や生活習慣、価値観などをお互いに尊重するとともに、地域に密着した生活が営めるよう、外国語による生活情報の提供や案内表示、相談窓口の設置など生活支援の充実を図る。また、多文化共生推進拠点施設を中心にした日本人と外国人の交流機会を通じて、多文化共生社会を目指した環境づくりを推進する。

平成25(2013)年度から供用開始した葬斎場「あじさい聖苑」は、10年以上が経過したため、長期修繕計画に基づき必要な維持修繕が求められる。

無縁墓化する墓や維持管理費用の経済的負担といった墓管理の課題は、地域社会の存続を脅かす深刻な問題となっているため、新たな墓地のあり方について検討する必要がある。

不適切飼育猫による衛生環境の悪化や近隣住民とのあつれきが市内各所で発生しており、啓発など対策が求められる。

近年、給油所の廃業や撤退等により、自動車や暖房用等の燃料調達が困難な地域が生じつつあり、地域の活力を失わせないためにも、安定供給の仕組みを考える必要がある。

(2) その対策

ア 上下水道

- 水を安定的に供給するため、老朽管の計画的な更新を図るとともに、地震や豪雨災害等に対応できる施設の整備や管理体制の強化を進める。
- 水道事業経営の効率化と経営基盤の強化のため、市町の枠を超えた「広域連携」による取組を進める。
- 水資源を有効に活用するため、市民・企業の節水意識の高揚と、水の有効活用の啓発を図る。
- 水道未普及地域の解消のため、給水区域の拡大、連結等、地域の実情に応じ、施設の最適化を計画的に進める。
- 市民の生活環境基盤の改善を図るため、給水区域外の地区において、飲用水の供給を目的とした新たにボーリング等による水源整備に対し支援する。
- 集合処理区域内の下水道事業(公共、特環、農集、コミプラ)の面整備は平成26(2014)年度で完了した。今後は、個別処理区域内を公共浄化槽等整備推進事業により整備率の向上を図る。
- 公共下水道(1施設)、特定環境保全公共下水道事業(3施設)で整備した施設はストックマネジメント計画を策定し修繕改築計画により耐震対策も含めた修繕改築工事を行う。
- 農業集落排水事業(12施設)で整備した施設は、平成26(2014)年度に策定した農業集落排水最適整備構想に基づき管理計画を作成し逐次機能強化事業を行う。
- 下水処理施設の老朽化が進み修繕費等が増加する状況の中、計画的な修繕改築により施設の適正な維持管理を行い放流水質の保全を図る。

イ 廃棄物処理

- 資源循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化や再生利用に関する情報提供、意識啓発に努めるとともに、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止を推進する。
- ごみの分別回収による資源化を推進し、地域におけるリサイクルシステムの確立を図るため、市民の自主的なリサイクル活動を支援するとともに、リサイクル施設など環境整備を進める。
- ごみ処理施設の老朽化に対応して施設・設備の更新等の検討とあわせて広域的な処

理も検討する。

- 産業廃棄物処理についての事業者責任を徹底するとともに、不法投棄の防止に努める。
- し尿・浄化槽汚泥の適正な処理を図るため、平成22(2010)年度に完成した汚泥再生処理センター(安芸高田清流園)の適正管理を行うとともに、施設の老朽化に伴う計画的な改築更新計画を策定する。

ウ 消防防災

- 火災の発生を未然に防止するため、市民の防火意識の高揚を図るとともに、事業所における予防体制の強化を促進する。
- 火災による被害を軽減するため、家庭への住宅用火災警報器の設置を促進する。
- 大規模地震時の電気火災発生抑制のため、感震ブレーカーの設置を促進する。
- 効果的な消防活動の確保を図るため、消防署における消防、救急車両並びに各種装備を計画的に更新するとともに装備品を充実させ近代化を図る。また地域の実情に応じて防火水槽等消防水利施設を整備する。
- 消防力の強化を図るため、必要な消防団員の確保、拠点施設の整備、装備の近代化、訓練の充実など消防団の強化を図る。
- 救急医療ニーズに迅速に対応していくため、周辺圏域や関係医療機関との連携を強化し、救急医療・搬送体制の強化を図るとともに、隊員の技術の向上を図り、救急業務の質的向上を進める。
- 地域における防災体制の確立を図るため、市民の防災意識の高揚を促進するとともに、自主防災組織、幼年消防クラブの育成や防災訓練の充実を推進する。
- 災害時に的確に対応できるよう「地域防災計画」に基づいて、情報収集・連絡体制、生活支援対策などの強化に努め、地域や関係機関と連携した災害応急体制の強化を図る。
- 災害に強いまちづくりを進めていくため、市街地や建築物の安全性の確保を進めるとともに、地域の実情に応じた砂防・治山施設、河川等の整備など自然災害対策を計画的に進める。

エ 住宅

- 既存の公営住宅については、適切に維持・管理し、バリアフリーなどに配慮しながら、改修を計画的に進め、安全で良好な居住水準の確保を図る。
- 耐用年限を超えた市営住宅の解体を行う。
- 若者の定住や市域外からの人口流入を促進するため、多様な居住ニーズに応じた魅力ある居住情報の提供に努める。
- 空き家の有効活用及び定住者に対する支援を促進する。

オ その他

- 犯罪の発生しにくい地域社会の形成を図るため、市民の防犯意識の高揚を図るとと

- もに、地域における自主的な防犯活動を促進する。
- 犯罪や交通事故の発生を未然に防止するため、街灯・防犯灯を設置する。
 - 交通安全意識と交通マナーの向上を図るため、対象に応じた段階的な交通安全教育及び地域ぐるみの交通安全運動を推進する。
 - 歩行者、自転車利用者の安全を確保していくため、歩道の整備を進めるとともに、交通安全施設の効果的な設置を図る。
 - 外国人市民、障害者など、全ての市民が互いの違いを認め合い支え合う多文化共生社会の実現を目指す。
 - 多文化共生推進拠点施設については、若者の定住や市域外からの人口流入を促進するため、適切に維持管理し、改修を計画的に進め、安全で良好な交流空間と居住水準の確保を図る。また目的を終了した施設は解体する。
 - 葬斎場「あじさい聖苑」の長期修繕計画に基づき、必要な維持修繕を実施する。
 - 墓の管理等と課題に対応するため、合葬墓等の整備について検討する。
 - 不適切飼育猫の課題に対応するため、広島県や動物愛護団体等と連携して啓発事業を実施する。
 - 給油所は、自動車や暖房用等の燃料供給拠点かつ災害等緊急時の燃料供給拠点であるため、地域における石油製品の安定供給を確保するため、給油所の維持に取り組む。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	水道施設耐震化事業 (水道管路緊急改善事業) 水道施設耐震化事業 (高度浄水施設) 水道事業運営基盤強化推進等事業 (広域化事業)	安芸高田市 (広島県水道 広域連合企業 団) " "	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	公共下水道事業 吉田処理区 特定環境保全公共下水道事業 八千代処理区 甲田処理区 向原処理区	安芸高田市 " "	
	農業集落排水施設	農業集落排水事業 国司地区、坂上地区、万念喜地区 戸島地区、原田地区、生田地区 長田地区、船佐中央地区、向井原地区 入江地区、浅塚地区、下土師地区	"	
	その他	浄化槽整備事業 公共浄化槽整備推進事業	"	
	(3) 廃棄物処理施設 し尿処理施設	汚泥再生処理センター管理運営事業	安芸高田市	
	(4) 火葬場	葬斎場整備事業	安芸高田市	
	(5) 消防施設	消防団車両等装備の更新 常備消防車両整備 高規格救急車、消防ポンプ自動車等 消防防災施設整備費補助 防火水槽設置 消防団拠点施設整備事業 消防庁舎新設移転事業	安芸高田市 " " " "	
	(6) 公営住宅	市営住宅等整備事業 市営住宅等解体事業 住宅関連補助事業	安芸高田市 " "	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	生活	飲料水供給補助事業	安芸高田市	
	環境	リサイクル推進補助事業	〃	
		ごみの戸別収集事業	〃	
		不適切飼育猫対策事業	〃	
	その他	子どもや女性が生き生きと活動できる環境づくり事業	〃	
		多文化共生推進事業	〃	
		ハザードマップ作成事業	〃	
		災害用備蓄品購入事業	〃	
		公共施設等維持管理事業	〃	
基金積立	過疎地域持続的発展基金積立	〃		
(8) その他				
	江の川流域水害対策事業	安芸高田市		
	合葬墓等整備事業	〃		
	多文化共生推進拠点施設整備事業	〃		
	多文化共生推進拠点解体事業	〃		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

安芸高田市公共施設等総合管理計画の目的に基づき、老朽化及び耐震性のない住宅は、廃止を進める。また、将来需要を見極め計画的な大規模改修及び更新を行う。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉・障害者福祉

「こどもたちの 夢と未来がふくらむ 安芸高田」を基本理念に、全ての子どもたちが健やかに育ち、子育て世帯が大切にされる社会実現を目指して平成27(2015)年3月に「安芸高田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後、令和2(2020)年3月に第2次計画を、令和7(2025)年3月には第3次計画を策定した。

本市では、過疎化や出生率の低下に伴う少子化、核家族化、夫婦共働き世帯の増加及び女性の社会参加など児童を取り巻く環境が変化している状況の中で、公立保育所・認定こども園6か所と私立保育所・認定こども園5か所の合計11か所で保育を実施しており、利用定員は780人である。

保育については、多様化する保育ニーズに対応し、低年齢児保育、障害児保育、乳児保育、一時保育、延長保育等を行っているが、今後、保育サービス内容の充実を図ることが必要である。

保育施設については、施設の老朽化が進んでおり「安芸高田市保育所規模適正化推進計画」に沿った保育所の統廃合と民間活力の導入も視野に計画的な整備を図るとともに、私立保育園等の新改築・長寿命化改修への支援等、安全・快適な保育環境を計画的に構築する必要がある。

また、本市には発達障害の専門機関がなく、広島市北部こども療育センターなど市外の専門機関は地理的、交通的条件が悪いため、身近な場所でのこども発達支援事業の実施が求められてきたことから、平成26(2014)年6月に「安芸高田市こども発達支援センター」を開設した。

また、児童福祉と母子保健の両分野を一体化し、全ての妊産婦と子ども、子育て世帯を一体的に切れ目なく支援するため、令和7(2025)年4月に「こども家庭センター」を設置した。

障害者福祉については、平成21(2009)年、甲田支所の空きスペースを活用して、放課後対策型の日中一時支援事業を開始し、障害児福祉サービスを実施している。また、令和3(2021)年3月には、「第3次安芸高田市障害者プラン」を策定し、障害の有無に関わらず、誰もが安心して住み慣れた地域で生活できるよう、施策の方向性を示したところである。

市民を取り巻く社会状況が大きく変化しており、市民の福祉ニーズが多様化、複雑化する中で、市民の福祉に対する理解を深め、地域における市民の自主的な福祉活動を推進し、市民の相互の支え合いによる地域福祉及び地域共生社会の構築が必要である。

イ 高齢者福祉

本市の高齢化率は、令和2(2020)年の国勢調査では42.0%で、広島県平均を上回る高齢化が進行している。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、令和17(2035)年には高齢者人口と生産年齢人口の割合がほぼ同じとなり、団塊ジュニア世代

が65歳を迎える令和22（2040）年には高齢化率は49.0%になると予測されている。さらに、令和27（2045）年には高齢化率50.9%と、人口の半数以上が高齢者になると推計されており、本市において、高齢化社会対策は重要な課題となっている。

平成12(2000)年4月より開始された介護保険制度については、高齢化の進展、特に給付費が急増する85歳以上人口の増加と、生産人口の減少に伴う介護人材の不足を見据えたサービス提供体制の構築、また適正な制度運営が必要である。

介護保険対象となる入所施設は、市内に介護老人福祉施設が6か所、介護医療院が1か所立地しており、施設介護サービスは充実している。今後は医療ニーズを抱える高齢者の増加に伴い、医療と介護の連携強化を一層図る必要がある。

在宅サービスについては、訪問介護事業所が6か所、訪問看護ステーションが2か所、通所介護事業所が9か所、通所リハビリテーション事業所が2か所立地しているが、介護人材不足や移動コスト、採算性の低さなど課題を抱える事業所が多く、中山間地域における在宅サービスの確保と持続可能性の確保が課題である。

その他、グループホーム等の地域密着型サービス事業所があり、住み慣れた地域でのサービス提供体制を整備している。

今後も高齢化がより進行することが想定され、高齢者の実態と地域の実情を的確に把握しながら、医療・介護が連携した高齢者施策の総合的な展開に努めていく必要がある。

人口減少による医療介護人材の不足から、高齢者の介護ニーズに対応しきれない状況も懸念される。このため、お互いが支え助けあう「互助」の考えに基づき、地域の多様な主体による地域課題の把握や、課題解決に向けた市民主体の活動を支援していく必要がある。

(2) その対策

ア 児童福祉・障害者福祉

- 保育ニーズの多様化を的確に捉え、地域の実情に応じた保育サービスの拡充を図る。
あわせて、将来的な児童数推計に基づく保育所の再編や認定こども園化を計画的に進めるとともに、私立保育園等の新改築及び長寿命化改修を支援することで、安全かつ質の高い保育環境の構築に努める。
- 「安芸高田市こども発達支援センター」のニーズは高く、保健師等専門職員を適切に配置し、相談支援体制を充実する。また、障害児も含めた総合的な相談支援の構築を図る。
- 子育てを社会全体で総合的に支援していくため、ファミリー・サポート・センター事業の推進とともに、地域の拠点としての子育て支援センター活動の充実を図る。
- 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供するいわゆる「ネウボラあきたかた」を整備し、地域の特性に応じたきめ細やかな支援を行う。
- 放課後児童クラブ施設の整備等、児童の育成環境の整備を進める。
- 障害者の地域生活を支援するため、地域における相談支援の中核的な役割を担う「安芸高田市障害者基幹相談支援センター」を中心に、様々な相談への対応をはじめ、重層、複雑化した多様なニーズに対応する生活支援体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、障害者が安心して暮らせる地域社会の実現

に向けた体制作りを図る。

- 市民の健康づくり意識を啓発し、市民が主体的に取り組む健康づくりを支援していくため、母子保健や疾病の予防など市民一人ひとりに応じた保健サービスの充実を図る。
- 保健・福祉・医療が連携した各種サービスを提供するとともに、生涯にわたる予防・治療・リハビリの一貫した健康づくりや地域福祉活動の推進を図る。
- 地域における福祉活動の中心を担う社会福祉協議会との連携を強化するとともに、ボランティア団体や人材の育成など市民の地域福祉活動を支援する。

イ 高齢者福祉

- 「第9期介護保険事業計画」に基づき、公平・公正な介護認定審査会の運営など介護保険制度の適切な運営に努めるとともに、サービス提供基盤の充実を図る。
- 「第10期介護保険事業計画」を策定し、サービス需要の変化に応じた提供体制の構築や、ICT等を活用した生産性向上、介護職場の環境改善等を図る。
- 「安芸高田市高齢者福祉計画」を策定し、高齢者の保健福祉を総合的に推進する。
- 高齢者の在宅生活を支えていくため、高齢者一人ひとりや地域の実情に応じた介護予防・生活支援・家族介護支援サービスの充実に努める。
- 高齢者の健康の保持増進や生きがいづくりを推進していくため、学習機会やスポーツ・レクリエーション、住民同士の交流等多様な活動の場や、シルバー人材センターの活動を支援し、社会参加の促進を図る。
- 高齢者や障害者が安全かつ快適に暮らすことができるよう、住宅対策の推進やバリアフリーのまちづくりを進めるとともに、防犯や交通安全等に対する地域ぐるみでの安全対策の充実を図る。
- 高度情報通信網を活用した保健・医療・福祉の情報ネットワーク化を進める。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所規模適正化推進事業	安芸高田市	
	児童館	児童クラブ整備事業	〃	
	(2) 認定こども園	認定こども園整備事業	安芸高田市	
	(3) 高齢者福祉施設			
	(4) 介護老人保健施設			
	(5) 障害者福祉施設 地域活動支援センター	障害者地域活動支援センター事業	安芸高田市	
	福祉ホーム	福祉ホーム運営事業	〃	
	(6) 母子福祉施設		安芸高田市	
	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター	こども発達支援センター事業 児童基幹センター事業 障害者基幹相談支援センター事業	安芸高田市 〃 〃	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	ファミリー・サポート・センター事業	安芸高田市	
	高齢者・障害者福祉	在宅福祉事業 生活支援体制整備事業	〃 〃	
	その他	公共施設等維持管理事業	〃	
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立	〃	
(9) その他				

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

安芸高田市公共施設等総合管理計画の目的に基づき、必要な機能を集約した上で効率的な施設の維持と運営を図る。

保育所は、学校と同様に次代を担う子どもたちが真に必要とする保育環境の充実に視点を向け、統合を推進する。また、老朽化が著しい保育所も多くあることから、「民間活力の活用」により、民設民営又は指定管理者制度の導入により保育所規模適正化を推進する。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市の医療施設は、令和7(2025)年3月31日現在、病院1か所（病床数255床）、診療所22か所で、うち、公設の診療所が1か所設置されている。

患者の動向をみると、病状によっては近隣の診療所のほか、本市の中核病院である広島県厚生農業協同組合連合会吉田総合病院(以下「厚生連吉田総合病院」という。)や広島市安佐北区、三次市の病院等へ通院、入院をしている。平成22(2010)年10月から全市で運行している「お太助ワゴン」などにより、公共交通機関の利便性が低い地域等における医療機関への受診の交通手段の確保を行っている。

救急医療については、初期救急医療体制として、安芸高田市医師会から診療応援を受け高田地区休日夜間救急診療所(厚生連吉田総合病院内)で対応している。また、二次救急医療体制として厚生連吉田総合病院(救急告示病院)への救急搬送体制が確保されている。しかしながら高田地区休日夜間救急診療所には小児救急がなく、三次市または広島市など遠方での受診となるため、小児救急医療体制の確保が課題である。

また、こうした医療施設間の位置的条件から搬送時間が長くなる地域があり、迅速かつ円滑な搬送体制の確立に向けた取組が必要となっている。

(2) その対策

- 市民の多様な医療ニーズに対応していくため、かかりつけ医・かかりつけ歯科医システムの確立や医療機関との連携システムを充実し、厚生連吉田総合病院を中心とした地域医療体系の充実を図る。
- 高速情報通信網を活用した在宅遠隔医療の導入や診療所・保健福祉施設等との情報通信ネットワークの構築など地域の実情に応じた地域医療の確立を推進する。
- 市民の通院の便の向上を図るため、市民の生活行動の実態に応じた生活交通の再編整備を進める。
- 救急医療ニーズに迅速に対応していくため周辺圏域との連携強化と、迅速な救急医療の確保に努めるとともに、広域圏での二次・三次救急医療システムの有効な活用を図る。
- 中核医療機関である厚生連吉田総合病院の休日夜間救急センター機能や医療機器の更新、看護師の確保に対する支援を行う。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	地域中核医療機関支援事業	安芸高田市	
	(2) 特定診療科に係 る診療施設			
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 民間病院	診療所運営事業	安芸高田市	
	その他	母子・歯科保健事業	〃	
		疾病予防・予防接種事業	〃	
		医療体制整備事業	〃	
		保健センター事業	〃	
基金積立	子どもの医療費公費負担事業	〃		
	公共施設等維持管理事業	〃		
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立	〃	
(4) その他				

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

安芸高田市公共施設等総合管理計画の目的に基づき、公設の診療所は、病院との機能分担を図りながら、人口の推移及び利用状況等により施設の最適化を行う。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本市の学校教育施設は、令和7（2025）年5月1日現在、小学校は7校、児童数は1,002人、中学校は6校、生徒数は567人である。

児童・生徒数は、過疎化・少子化の影響によって年々減少しており、適正な教育環境の観点から、中学校の統合を進めるとともに、保護者・地域等と連携し、新時代の学びを支える新しい学校づくりを推進する必要がある。

また、吉田小学校は、一部が土砂災害特別警戒区域に含まれており、児童の安全を確保するため移転を検討する必要がある。

学校給食については、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもので、安定的に提供する必要がある。

学習については、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげるとともに、社会の急激な変化や予測困難な時代に対応していくために、教育内容の充実や指導方法の工夫、個に応じた指導の充実、一人一台端末を活用した学習環境の充実など、特色を活かした学校づくりを推進する必要がある。

また、地域とともにある学校づくりに向けて、学校運営協議会や地域学校協働活動を活性化し、学校と家庭・地域との連携を強化していくことが必要である。

さらに、教育委員会と学校の伴走強化を図るとともに、教職員の資質の向上や適材適所な配置等学校教育体制の充実に取り組んでいく必要がある。

就学前教育については、幼保小の連携の教育・保育ニーズへの関心が高まっていることから、地域の実情に応じた就学前教育の充実を図っていくとともに、幼稚園（保育所）・小学校・中学校相互に連携のとれた教育活動を展開していく必要がある。

高等学校は、公立2校で、今後も中高連携の推進などに向けた取組を強化する必要がある。

イ 生涯学習等

生涯学習については、各文化センターで多様な「講座・教室」を開催しているが、その内訳は「市民ニーズに応じた教養の向上」が多くを占めており、さらに現代的課題や地域課題解決に向けての取組が必要である。また、人権尊重の意識を高めるため、今後ともあらゆる機会を通じて人権教育に取り組むことも必要である。

生涯学習施設は、文化センターが6館、歴史民俗博物館、図書館など個性ある施設が立地しており、さらに施設を市民の学習の場として有効に活用していくことも必要である。

社会教育関係団体は、子ども会、PTA、文化団体などのほか、各ボランティア団体等があり、今後もこれら団体の活動を支援していくことが必要である。

体育・スポーツ活動については、市内には運動公園、サッカー公園、温水プール、体育館などのスポーツ施設のほか、乗馬クラブ、ゴルフ場、カヌー、BMX、サイクリング、グラウンドゴルフ場など多様なスポーツ・レクリエーションに親しむ場が整備され、スポーツ協会をはじめ、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等各種スポーツ団

体・クラブチームが存在する。また、「サンフレッチェ広島」、「安芸高田わくながハンドボールクラブ」などプロスポーツや実業団チームにとっても重要な拠点となっている。

今後は、こうした良好なスポーツ環境を活かした市民のスポーツ活動の日常的な広がりを推進するとともに、子どもの体力増強、そしてトップアスリートを育成していくことも必要である。

(2) その対策

ア 学校教育

- 市内の幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育内容の充実や「ネウボラあきたかた」と連携した家庭教育への支援、幼保小連携教育を推進する。
- 子どもたち一人ひとりが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができる力が備わる教育を推進する。
- 「基礎・基本」の確実な定着を目指した教育活動をベースに、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した「主体的な学び」を促す教育活動を推進する。
- 児童生徒一人ひとりの学習進度や関心等に応じたきめ細かい指導や、児童生徒の個性や特性に応じて、得意分野を更に伸ばし、対話を通じて問題解決をする「個別最適な学び」「協働的な学び」を促す教育活動を推進する。
- 一人一台端末や小中学校の教室に配備する電子黒板等を活用した双方向での学習活動やプログラミング教育を行い、情報活用能力や思考力・判断力・表現力等を育成する。
- デジタル技術の効果的な活用により、児童生徒一人ひとりの学習定着度に応じたきめ細かい指導を実践する。
- GIGAスクール構想の実現に向け、全ての教室で全ての児童生徒がICT・デジタル機器を利用できるよう、大型ディスプレイや校内通信ネットワーク、情報端末の整備を行う。
- 学習のつまずきに対応した学習支援や教育費負担の軽減等の経済的支援、不登校への対応に加え、外国人児童生徒に対する日本語指導を一層充実させるなど、多様な観点からのニーズに応じた教育機会を提供する。
- 市内に在住・在留する外国籍市民が安心して生活できるよう、学校における日本語指導を充実させるほか、多様な観点からのニーズに応じた教育機会を提供する。
- 障害の有無にかかわらず、共に学ぶ機会を追求するとともに、多様な学びの場を用意することで、児童生徒一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた柔軟な仕組みを整備する。
- 障害のある児童生徒や医療的ケアの必要な児童生徒に対するきめ細かい指導など、それぞれの教育的ニーズに応じた適切な配慮や教育環境の充実に努める。
- 学校・教職員が担う業務の効率的・効果的な実施に向けて、組織マネジメントの徹底や、教職員の働き方改革を一層推進する。

- 授業準備等の補助業務を行うスクール・サポート・スタッフや部活動指導員、学校校務員、給食支援員を配置・活用するほか、校務支援システムを導入し、教員の事務の負担軽減を図る。
- 学校施設の長寿命化・老朽化対策など、教育環境の質的向上を図るための施設・設備の整備を推進する。
- 学校における安全確保の観点から、頻発化する大規模災害に対応した防災教育を推進していくとともに、大規模災害等により、長期休業が生じた場合においても、児童生徒の学びを保障していくため、遠隔教育を可能とする通信環境や機器の整備など、教育のデジタル化を推進する。
- 交通安全に加え、防犯や防災の観点からも通学路の危険箇所の調査・点検を行い、必要な改善を行うほか、「交通安全プログラム」に則って、学校と地域、関係機関と連携した安全対策を進める。
- コミュニティ・スクールにおける取組を通して、「地域で育てたい子ども像」を共有し、学校・家庭・地域の連携・協働により、特色ある教育の推進及び教育課題の解決を目指す。
- 生徒にとって望ましい教育環境を実現するため、保護者・地域等の理解を得ながら、中学校の規模適正化を進める。
- 吉田小学校は、一部が土砂災害特別警戒区域に含まれており、児童の安全を確保するため移転を推進する。
- 安定的に学校給食を提供するため、施設・設備・備品の整備を推進する。

イ 生涯学習等

- 活力ある地域の確立を図るため、市民ニーズ・社会的ニーズに対応した生涯学習推進体制の整備を推進する。
- 魅力ある学習プログラムの開発・情報提供、多様な学習機会、スポーツ活動機会の提供など市民の多彩な学習活動、スポーツ活動を支援する。
- 市民の主体的な学習・スポーツ活動を支援していくため、団体・グループの育成や指導者の養成・派遣等の支援等を推進する。
- 地域の拠点となる生涯学習施設を整備するとともに、市域内にある生涯学習関連施設のネットワーク化を進め、施設の有効利用を図る。
- 老朽化した施設については、近隣の関係施設との統廃合も含め、再編整備を行う。
- スポーツ施設の計画的な整備や身近な活動場所の整備を図るとともに、既存施設の有効な活用を推進する。
- 生涯学習関連施設については、市民が利用しやすい運営方法を検討し、施設の効果的な活用を推進する。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	学校施設整備事業	安芸高田市		
		中学校統合事業	〃		
		吉田小学校移転事業	〃		
		屋内運動場	学校施設整備事業(再掲)	〃	
			中学校統合事業(再掲)	〃	
			吉田小学校移転事業(再掲)	〃	
		屋外運動場	学校施設整備事業(再掲)	〃	
			中学校統合事業(再掲)	〃	
	水泳プール	学校施設整備事業(再掲)	〃		
	スクールバス・ボート	スクールバス・タクシー運行事業	〃		
	給食施設	給食センター管理運営事業	〃		
	その他	教育支援センター運営事業 小中学校情報化推進事業	〃 〃		
	(2) 幼稚園				
	(3) 集会施設、体育 施設等 体育施設	体育施設環境整備事業	安芸高田市		
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育	地域とともにある学校づくり推進 コミュニティ・スクール推進事業 児童生徒支援体制配置事業 ICT支援員配置事業 外国語サポーター配置事業 学力調査委託事業 通学路安全確保対策事業	安芸高田市		
			〃		
			〃		
			〃		
			〃		
			〃		
〃					
その他		読書活動推進事業 トップスポーツ育成事業 公共施設等維持管理事業	〃 〃 〃		
基金積立		過疎地域持続的発展基金積立	〃		
(5) その他					

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

安芸高田市公共施設等総合管理計画の目的に基づき、必要な機能を集約した上で効率的な施設の維持と運営を図る。

学校施設は、次代を担う子どもたちが真に必要な教育環境の充実に視点を置く。このため、現在進めている学校規模適正化推進計画の進捗状況と整合性を図りながら施設整備を推進する。

また、ホール機能を備えた文化施設は、多くは合併前の旧町において整備され、新市建設計画に基づき、各町1施設の体制となっている。文化施設は施設面積も広く維持管理に多額の経費を要するため、中長期的には将来の人口減を見据えて市役所支所やその他の団体の事務所等との共同利用を行う。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

市内は、414の行政区・集落から構成され、それぞれの集落には行政嘱託員等を配置し、行政との窓口として行政全般にわたって協力を得ている。

しかし、過疎化や高齢化の進行に伴い、小集落が多い山間部では、高齢化率が50%を超えており、集落の機能を維持していくことが困難となりつつある。

それぞれの集落の実情に応じて、集落機能の再編を検討するなど、抜本的な対応が必要となっている。

また、市民とのパートナーシップによるまちづくりを推進していくため、その活動母体となる地域振興組織を立ち上げており、これまでの活動実績や地域の実情を踏まえ組織に対し支援を進める。また、これら組織活動と連携した集落の維持・活性化を進めていくことが必要である。

(2) その対策

○集落の生活環境を総合的に整備し、定住条件を高めていくため、集落の実態に応じたほ場整備等生産基盤や上水道、集落道、公園等生活基盤の総合的、一体的な整備を図る。

○若者の定住を促進していくため、空き家バンク等の充実を図るとともに、多様な居住ニーズに応じた魅力ある公営住宅の整備を推進する。

○集落機能の維持のため、各町に集落支援員を配置し、相談や課題対応体制と人材育成など市民活動の支援を図る。

○地域活動の支援の仕組みを現状の活動状況に合わせて見直し、地域住民の安全・安心の確保、地域活動の増進を図る。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備			
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域振興会活動支援事業 公共施設等維持管理事業	安芸高田市 〃	
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立	〃	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

安芸高田市公共施設等総合管理計画の目的に基づき、基幹集会所は、市内32の自治振興組織の活動拠点とし規模の適正化を図りつつ集会機能に特化した大規模改修及び更新を行い、維持する。

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本市は、毛利氏を中心とした歴史的遺産や「神楽」、「はやし田」などの伝統芸能など地域固有の文化を継承し、市域内には数多くの文化財が分布している。

なかでも、優れた歴史的遺産である史跡毛利氏城跡(郡山城跡)や史跡甲立古墳は国史跡に、原田はやし田は国指定重要無形民俗文化財「安芸のはやし田」に、それぞれ指定されている。このほか、広島県無形民俗文化財には、神楽やはやし田などが指定されている。

また、神楽については「神楽門前湯治村」内の神楽専用舞台を備えた神楽ドームで地元的神楽団が定期公演を行い、多くの人を集客している。

こうした伝統芸能の保存伝承活動をはじめ、市内には様々な団体・グループが地域文化活動を行っており、参加や発表の機会の増大、優れた芸術文化にふれあう機会の提供等こうした活動の支援を積極的に行い、市民の文化活動のより一層の活発化を図ることが必要である。

文化施設については、ホール機能を有する施設として「市民文化センタークリスタルアージュ」、「八千代文化施設フォルテ」、「美土里生涯学習センターまなび」、「高宮田園パラッツォ」、「甲田文化センターミュージズ」、「向原生涯学習センターみらい」がある。また、「神楽ドーム」など特色ある施設が整備されている。

一方、文化施設の利活用を推進するため、プロデュース機能の充実や地域の文化・芸術を支える幅広い人材の育成が求められている。

郷土の歴史資料の展示施設としては、歴史民俗博物館が整備されており、今後は歴史資料の保存と活用を基本として、既存施設の改修・統合等により収蔵施設、展示施設の充実等を進めていくことが必要である。

また、こうした文化施設の整備とともに、歴史的遺産を活かしたまちづくりや山の緑や河川、田園など自然環境と調和した景観に配慮した潤いのある環境づくりを進めるなど、地域空間全体の文化的環境の整備に向けて取り組んでいくことも必要となっている。

(2) その対策

○地域の芸術文化を支える文化団体等、幅広い人材育成のための支援を図りながら、市民の文化活動の活性化を促進する。

○地域に伝わる神楽等伝統芸能の保存伝承を図るため、公演内容の充実、後継者の育成、情報発信の充実等の支援を図る。

○市民が優れた芸術文化に親しむことができるよう、音楽・演劇等の鑑賞機会の拡充を図る。

○史跡毛利氏城跡(郡山城跡)等歴史的遺産を活かしたまちづくりを進めるとともに、周辺の自然環境と調和した文化財説明板等の施設整備を推進する。

○市民の文化財に対する意識の啓発を推進するとともに、文化財保存事業の充実を図る。

また、歴史民俗博物館等と連携を取り、資料の収集と展示の充実を図るとともに、学校教育や生涯学習における文化財の有効な活用を推進する。

○史跡甲立古墳の保存と活用を図るために、維持管理を行うとともに、周辺を含めた整備を行う。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	歴史民俗博物館改修事業 文化センター等改修事業 毛利氏関連史跡保存・活用事業	安芸高田市 〃 〃	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	伝統文化の保存伝承事業 甲立古墳保存・活用事業 史跡毛利氏城跡(郡山城跡)等歴史的遺産を活かしたまちづくり事業 公共施設等維持管理事業	安芸高田市 〃 〃 〃	
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立	〃	
	(3) その他			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

安芸高田市公共施設等総合管理計画の目的に基づき、必要な機能を集約した上で効率的な施設の維持と運営を図る。

施設の老朽化が進み、大規模修繕が必要な施設がある中で、施設の役割と機能を精査し、市全体の施設配置を勘案しながら、統廃合を含めた最適な施設配置に努める。また、運営に関しても経費の節減と収入の増加を目指しながら、安価で効率の良い持続可能な運営に努める。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本市における再生可能エネルギーの導入は、太陽光パネル設置による太陽光発電が多い状況である。

持続可能な社会を目指すため、環境に優しい再生可能エネルギーの導入・普及促進は必要であるので、推進を図っていく。

また、最新技術の活用が不可欠なものであることから、情報収集に努めながら、地域資源を活用した最適な事業の推進が必要である。

(2) その対策

- 再生可能エネルギー設備の導入を推進する。
- 温室効果ガスを抑制するため必要な取組を進める。
- 省エネルギー化を促すため、事業所や家庭での取組を支援する。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(1) 再生可能エネルギー利用施設			
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用 基金積立	公共施設等維持管理事業 過疎地域持続的発展基金積立	安芸高田市 〃	
	(3) その他			

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

安芸高田市公共施設等総合管理計画の目的に基づき、必要な機能を集約した上で効率的な施設の維持と運営を図る。

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

市民に対する利便性の高い行政サービスの提供は地域の持続的発展のために必要不可欠である。

現況としては、市役所の機能の一部が市民の居住している地域に分散され支所として配置されている。今後は、効率の良い行政運営を目的に、支所機能の見直しを行う。また、信頼される行政を目指して、特定の専門分野においては、客観的なデータ収集も含めて有資格者や専門機関の活用が必要であることから、必要な事務委託等を進めていく。

また、活力ある地域づくりを継続的に行うためには、長期的かつ安定的な財源を確保する必要がある。このため、必要に応じて基金等の積立を行い、適切な時期に取り崩す必要がある。

(2) その対策

- 限られた資源を有効に活用するため、効率良い行政運営及び行政組織を検討する。
- 支所機能の精査を行いながら、適切な支所の規模と機能の集約を行うとともに、地域の「拠り所」「寄り所」とするための必要な環境を整備する。
- 専門的な知見が必要な分野においては、有効性の高い客観的なデータの収集や分析のため、業務委託を活用する。
- 過疎対策項目2～13の実施にあたっては、過疎地域の市民が将来にわたり安全に安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、過疎地域持続的発展特別事業に充当する基金の積立を行い、基金の資金を有効かつ長期的に活用することで、事業の継続性や効果の持続性を図る。なお、基金は、計画期間中、又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）失効後必要に応じて処分し、事業に充てる。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項		地域拠点施設整備事業	安芸高田市	
		各支所の改修	〃	
		固定資産税鑑定評価事業 公共施設等維持管理事業	〃	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本庁舎の適正な維持管理と効果的・効率的な利活用を促進する。旧町の大規模な庁舎は、合併以降において支所庁舎として使用しているが、支所機能の見直しに伴い、その機能が移転した後は、支所庁舎を廃止し、譲渡や解体を行う。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	定住促進事業 内容：市の魅力の発信、移住希望者の移住応援、地方をフィールドに行われるプロジェクトに興味ある人の関わりじろを作る 効果等：人口減少の速度を緩やかにし、持続的な地域社会をつくる	安芸高田市	人口減少の速度を緩やかにし、持続的な地域社会をつくるため地域の持続的発展に資する
	地域間交流	地域振興事業 内容：地域に暮らす人たちが、より安心して、より生き生きと楽しく暮らすため、地域振興組織等が行う地域づくり活動を支援する 効果等：住民自治機能の向上によって、地域ニーズの的確な把握や地域活力の向上を図る	〃	地域ニーズの的確な把握や地域活力の向上を図り地域の持続的発展に資する
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立 目的：移住・定住・地域間交流の促進、人材育成のための事業等に要する経費の財源とする 用途：移住・定住及び関係人口の増加 取崩時期：過疎計画期間中、又は過疎法失効後必要に応じて取り崩す	〃	財源的な面から地域の持続的発展に資する地域の持続的発展に資する
2 産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	担い手育成事業 内容：認定新規就農者、農業生産法人等の支援 効果等：農業の担い手育成と農業経営のコスト削減、法人化、農業所得の向上につながる	安芸高田市	農業の担い手育成と農業所得の向上等につながるため地域の持続的発展に資する
		有害鳥獣対策事業 内容：農作物を有害鳥獣被害から守るため、捕獲の充実と資源の有効活用を促進する 効果等：農作物被害の軽減、捕獲の強化、資源の活用と特産化	〃	農作物被害の軽減等のため地域の持続的発展に資する
	商工業・6次産業化	担い手育成事業 内容：販売促進、集出荷体制の整備 効果等：農業振興による地域経済の再構築	〃	農業振興による地域経済の再構築のため地域の

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	観光	観光振興推進事業 内容：神楽や毛利元就関連の史跡を集客の目玉とし、観光振興を図る 効果等：神楽による集客力アップと経済効果の活発化	〃	持続的発展に資する 集客力アップと経済効果の活発化により地域の持続的発展に資する
	その他	公共施設等維持管理事業 内容：公共施設等の更新、維持管理、修繕及び危険性の高い施設の取り壊し 効果等：施設の効率的かつ効果的な利活用を推進	〃	施設の効率的かつ効果的な利活用を推進するため地域の持続的発展に資する
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立 目的：農林水産業の振興のための事業に要する経費の財源とする 用途：農林水産業の振興等 取崩時期：過疎計画期間中、又は過疎法失効後必要に応じて取り崩す	〃	財源的な面から地域の持続的発展に資する地域の持続的発展に資する
3 地域における情報化	過疎地域持続的発展特別事業 情報化	地域情報化推進事業 内容：地域の情報化促進のため、市民が情報を利用しやすい環境の整備や利便性の高いソフトやアプリの導入を行う事業 効果等：情報化を進めることで、市民の利便性を高めつつ、行政コストの削減につながる	安芸高田市	市民の利便性を高め、行政コストの削減につながるため地域の持続的発展に資する
		教育のICT化推進事業 内容：ICT・デジタル機器を効果的に活用した教育の実現 効果等：これからの時代に求められる資質・能力の育成、主体的な学びを促す教育活動の推進	〃	主体的な学びを促す教育活動の推進等により地域の持続的発展に資する
	デジタル技術活用	DX推進事業 内容：市民のアクセシビリティの向上と行政側の事務の省力化を図る事業。多方面においてワンストップ化を図るため、DX推進に取り組む 効果等：DXの長所を活かし、市民の利便性を高めつつ、行政コストを削減	〃	市民の利便性を高め、行政コストの削減が進むため地域の持続的発展に資する

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	その他	QRコード活用事業 内容：QRコードを活用し収納業務の効率化を図る 効果等：収納媒体の多様化が図れ、利便性の向上と事務の効率化が図れる	//	利便性の向上と事務の効率化が図れるため地域の持続的発展に資する
	その他	特別徴収税額電子化事業 内容：特別徴収税額通知を電子的に送付する仕組みを導入し、地方税務手続のデジタル化を推進する 効果等：事務の簡素化による効率化	//	事務の簡素化による効率化が進み地域の持続的発展に資する
	その他	公共施設等維持管理事業 内容：公共施設等の更新、維持管理、修繕及び危険性の高い施設の取り壊し 効果等：施設の効率的かつ効果的な利活用を推進	//	施設の効率的かつ効果的な利活用を推進するため地域の持続的発展に資する
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立 目的：地域における情報化のための事業に要する経費の財源とする 用途：地域における情報化推進に係る事業等 取崩時期：過疎計画期間中、又は過疎法失効後必要に応じて取り崩す	//	財源的な面から地域の持続的発展に資する地域の持続的発展に資する
4 交通施設の整備、交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	公共交通計画策定事業 内容：市内及び本市と隣接都市とを結ぶ公共交通網の整備と運用に関する基本計画を策定 効果等：地域の実情に応じた利便性の高い公共交通網を整備することで、市民生活の質の向上が図れる	安芸高田市	利便性の高い公共交通網を整備し市民生活の質の向上が図れるため地域の持続的発展に資する
	交通施設維持	生活交通確保対策事業 内容：生活交通確保のための公共交通システムの維持・確保 効果等：利用者の利便性、満足度の向上、高齢者の外出機会の増加等	//	利用者の利便性、高齢者の外出機会の増加のため地域の持続的発展に資する
	その他	公共施設等維持管理事業 内容：公共施設等の更新、維持管理、修繕及び危険性の高い施設の取壊し	//	施設の効率的かつ効果的な利活用を推進するた

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	基金積立	<p>効果等：施設の効率的かつ効果的な利活用を推進</p> <p>過疎地域持続的発展基金積立</p> <p>目的：生活交通の維持・確保、地域間交流の推進のための事業に要する経費の財源とする</p> <p>用途：生活交通の維持・確保、地域間交流の推進等</p> <p>取崩時期：過疎計画期間中、又は過疎法失効後必要に応じて取り崩す</p>	//	<p>め地域の持続的発展に資する</p> <p>財源的な面から地域の持続的発展に資する地域の持続的発展に資する</p>
5 生活環境の整備	<p>過疎地域持続的発展特別事業</p> <p>生活</p> <p>環境</p> <p>その他</p>	<p>飲料水供給補助事業</p> <p>内容：給水区域外の地区において、飲用水の供給を目的とした水源整備に対する補助</p> <p>効果等：市民の生活環境基盤の改善を図る</p> <p>リサイクル推進補助事業</p> <p>内容：団体での資源ごみ回収に対する助成</p> <p>効果等：ゴミの減量化及びエコ意識の高揚、循環型社会の形成等につながる</p> <p>不適切飼育猫対策事業</p> <p>内容：小学校で命の教育の啓発や、野良猫の捕獲・不妊去勢手術等の支援</p> <p>効果等：不適切地域猫が減少し、衛生環境の改善を図る</p> <p>ごみの戸別収集事業</p> <p>内容：身体機能の低下等のより、ごみを集積場に出すことが困難な人に対し、ごみの戸別収集を実施</p> <p>効果等：高齢者や障害者の日常生活の負担軽減や在宅生活を支援</p> <p>子どもや女性が生き生きと活動できる環境づくり事業</p> <p>内容：男女共同参画社会の形成、青少年健全育成を目指す</p> <p>効果等：社会のあらゆる分野で女性の果たす役割を高め、青少年が夢や目標に向える社会を築く</p>	<p>安芸高田市</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>//</p> <p>//</p>	<p>生活環境基盤の改善につながるため地域の持続的発展に資する</p> <p>循環型社会の形成等につながるため地域の持続的発展に資する</p> <p>衛生環境の改善につながるため地域の持続的発展に資する</p> <p>高齢者や障害者が安心して地域で暮らすことができるため地域の持続的発展に資する</p> <p>女性の果たす役割を高め、青少年が夢や目標を持つ社会となるため地域の持続的発展に資する</p>

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	高齢者・障害者福祉	在宅福祉事業 内容：高齢者の支え合いを支援 効果等：高齢者が施設への入所に頼ることなく地域で生きがいを持って生活できる	//	高齢者が地域で生きがいを持って生活できるため地域の持続的発展に資する
	その他	生活支援体制整備事業 内容：高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携・協力体制を強化する 効果等：高齢者一人ひとりや地域の実情に応じたケア体制の構築により、高齢者が安心して地域で暮らすことができる	//	高齢者が安心して地域で暮らすことができるため地域の持続的発展に資する
		基金積立	公共施設等維持管理事業 内容：公共施設等の更新、維持管理、修繕及び危険性の高い施設の取壊し 効果等：施設の効率的かつ効果的な利活用を推進 過疎地域持続的発展基金積立 目的：子育て環境の確保並びに高齢者及びその他の保健福祉の推進に要する経費の財源とする 用途：子育て環境の確保並びに高齢者及びその他の保健福祉の推進等 取崩時期：過疎計画期間中、又は過疎法失効後必要に応じて取り崩す	//
7 医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業 民間病院	診療所運営事業 内容：市内診療所運営事業 効果等：無医地区及びへき地地区医療サービスの提供	安芸高田市	無医地区等へ医療サービスの提供がなされるため地域の持続的発展に資する
	その他	母子・歯科保健事業 内容：妊娠期から出産・子育て期へと切れ目ない支援、妊婦健康診査の助成等 効果等：積極的な妊婦健康診査による母体や胎児、乳幼児の健康確保 疾病予防・予防接種事業	//	母体や胎児、乳幼児の健康が確保されるため地域の持続的発展に資する 医療費の削減や

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	基金積立	<p>内容：市民の健康づくりの増進を図るための各種事業の実施等 効果等：健康づくりの意識の高揚、医療費の削減、健康寿命の延伸等</p> <p>医療体制整備事業 内容：厚生連吉田総合病院に対する財政支援 効果等：初期救急医療の確保、医療設備の充実</p> <p>保健センター事業 内容：市民の健康保持と保健意識の向上を図る 効果等：健康づくりの意識の高揚</p> <p>子どもの医療費公費負担事業 内容：子どもの医療費の一部公費負担により、子育て世代の経済的負担の軽減を図る 効果等：病気の早期発見・治療促進による、子どもの健やかな育成</p> <p>公共施設等維持管理事業 内容：公共施設等の更新、維持管理、修繕及び危険性の高い施設の取壊し 効果等：施設の効率的かつ効果的な利活用を推進</p> <p>過疎地域持続的発展基金積立 目的：医療の確保のための事業に要する経費の財源とする 用途：医療の確保の推進等 取崩時期：過疎計画期間中、又は過疎法失効後必要に応じて取り崩す</p>	//	<p>健康寿命の延伸等につながり地域の持続的発展に資する</p> <p>初期救急医療の確保等により地域の持続的発展に資する</p> <p>健康づくりの意識の高揚により地域の持続的発展に資する</p> <p>子どもの健やかな育成につながるため地域の持続的発展に資する</p> <p>施設の効率的かつ効果的な利活用を推進するため地域の持続的発展に資する</p> <p>財源的な面から地域の持続的発展に資する地域の持続的発展に資する</p>
8 教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	<p>地域とともにある学校づくり推進 事業内容：市内小中学校等の特色ある教育研究の推進に対する支援 効果等：地域の人材を活用し、多様な学びの場を設けることで、未来社会を力強く生き抜いていくための資質・能力を育てる</p>	安芸高田市	<p>子どもの資質や能力を育てることができるとともに地域の持続的発展に資する</p>

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		<p>コミュニティ・スクール推進事業 内容：地域とともにある学校づくり 効果：学校、保護者、地域が一体となり子どもたちの豊かな成長を支える</p>	〃	子どもたちの豊かな成長につながるため地域の持続的発展に資する
		<p>児童生徒支援体制配置事業 内容：個別最適な学び支援員の配置 効果等：配慮・支援が必要な児童生徒に対する就学指導、きめ細かな学習指導体制の確保</p>	〃	就学指導やきめ細かな学習指導体制が確保されるため地域の持続的発展に資する
		<p>ICT支援員配置事業 内容：教職員のICTを活用した指導力向上 効果等：ICT機器を活用した指導を行うことで、児童生徒の学習理解の向上を図ることができる</p>	〃	児童生徒の学習理解の向上を図ることができるため地域の持続的発展に資する
		<p>外国語サポーター配置事業 内容：外国語サポーターの配置 効果等：異文化に触れることで多様な文化に触れる機会を設ける</p>	〃	異文化や多様な文化への理解が深まるため地域の持続的発展に資する
		<p>学力調査委託事業 内容：学力調査の実施・分析 効果等：児童生徒一人ひとりの学力を把握・分析し、きめ細かな指導工夫に活用する</p>	〃	一人ひとりへのきめ細かな指導ができるため地域の持続的発展に資する
		<p>通学路安全確保対策事業 内容：学校と地域、関係機関と連携した安全対策 効果等：交通安全に加え、防犯や防災の観点からも通学路の危険箇所の調査・点検を行い、必要な改善を行う</p>	〃	通学路の安全が確保されるため地域の持続的発展に資する
	その他	<p>読書活動推進事業 内容：公立図書館図書資料事業 効果等：市民の学習意欲の向上</p>	〃	市民の学習意欲向上のため地域の持続的発展に資する

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	伝統文化の保存伝承事業 内容：市内の伝統文化保存伝承に対する支援 効果等：伝統文化の後世への保存継承、後継者の育成	安芸高田市	伝統文化の保存継承等につながるため地域の持続的発展に資する
		甲立古墳保存・活用事業 内容：甲立古墳の保存と活用のため、必要な調査を行う 効果等：県内を代表する前方後円墳であり、県内の古墳時代の歴史解明につながる	//	貴重な遺跡として重要視されることから地域の持続的発展に資する
		史跡毛利氏(郡山城跡)等歴史的遺産を活かしたまちづくり事業 内容：市内の歴史的遺産の重要性を市民等に広く伝え、まちづくり等に活用する 効果等：貴重な歴史的遺産に対する市民の認識が深まり、地域の誇りとして文化の振興等につながる	//	文化の振興等につながるため地域の持続的発展に資する
		公共施設等維持管理事業 内容：公共施設等の更新、維持管理、修繕及び危険性の高い施設の取壊し 効果等：施設の効率的かつ効果的な利活用を推進	//	施設の効率的かつ効果的な利活用を推進するため地域の持続的発展に資する
	基金積立	過疎地域持続的発展基金積立 目的：伝統文化の保存・継承、地域の文化・芸術支援事業等に要する経費の財源とする 用途：伝統文化の保存・継承、地域の文化・芸術支援等の推進 取崩時期：過疎計画期間中、又は過疎法失効後必要に応じて取り崩す	//	財源的な面から地域の持続的発展に資する地域の持続的発展に資する
11 再生可能エネルギー	過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	公共施設等維持管理事業 内容：公共施設等の更新、維持管理、修繕及び危険性の高い施設の取壊し 効果等：施設の効率的かつ効果的な利活用を推進	安芸高田市	施設の効率的かつ効果的な利活用を推進するため地域の持続的発展に資する

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	基金積立	<p>過疎地域持続的発展基金積立</p> <p>目的：再生可能エネルギーを導入及び推進する事業等に要する経費の財源とする</p> <p>用途：再生可能エネルギーの導入及び利用の増加を促すための取り組み等</p> <p>取崩時期：過疎計画期間中、又は過疎法失効後必要に応じて取り崩す</p>	〃	<p>財源的な面から地域の持続的発展に資する地域の持続的発展に資する</p>